

令和5年5月31日提出

令和5年第2回

小金井市議会定例会議案

(写)

小 議 発 第 4 3 号

令和5年5月24日

小金井市議会議員 様

小金井市議会議長

宮 下 誠

令和5年第2回小金井市議会定例会の招集について（通知）

本日付けで告示をした旨市長から通知がありましたので通知します。

なお、下記の案件が送付されておりますので送付します。

記

報 告 第 3 号 小金井市土地開発公社の経営状況について

報 告 第 4 号 令和4年度小金井市一般会計予算の繰越明許費について

報 告 第 5 号 令和4年度小金井市情報公開条例及び小金井市個人情報保護条例の
運用状況について

議案第38号 令和5年度小金井市一般会計補正予算（第2回）

議案第39号 令和5年度小金井市一般会計補正予算（第3回）

議案第40号 農業委員会委員の任命に関し同意を求めることについて

議案第41号 農業委員会委員の任命に関し同意を求めることについて

議案第42号 農業委員会委員の任命に関し同意を求めることについて

議案第43号 農業委員会委員の任命に関し同意を求めることについて

議案第44号 農業委員会委員の任命に関し同意を求めることについて

議案第45号 農業委員会委員の任命に関し同意を求めることについて

議案第46号 農業委員会委員の任命に関し同意を求めることについて

議案第47号 農業委員会委員の任命に関し同意を求めることについて

議案第48号 農業委員会委員の任命に関し同意を求めることについて

議案第49号 農業委員会委員の任命に関し同意を求めることについて

議案第50号 農業委員会委員の任命に関し同意を求めることについて

議案第 5 1 号 農業委員会委員の任命に関し同意を求めることについて

議案第 5 2 号 農業委員会委員の任命に関し同意を求めることについて

議案第 5 3 号 農業委員会委員の任命に関し同意を求めることについて

議案第 5 4 号 小金井市市税条例の一部を改正する条例

なお、

○ 人権擁護委員候補者の推薦について

○ 小金井市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例及び小金井市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

は、市長から送付され次第、後日送付します。

議 長 報 告

1 第61回東京都市議会議員研修会

令和5年2月6日（月）午後2時府中の森芸術劇場において開催された。

- (1) 会長挨拶、会長市市長挨拶に続いて、研修会が行われた。
- (2) 研修会では、「地方分権と自治体議会一分権改革の22年と自治体議会のこれから」と題して、明治大学政治経済学部地域行政学科長教授牛山久仁彦氏の講演が行われた。

2 東京都市議会議長会定例総会

令和5年2月16日（木）東京自治会館において開催された。

会議の概要は、会長挨拶の後、議事に入り、次の報告事項及び協議事項を承認した。

(1) 報告事項

ア 会務報告

イ 全国市議会議長会第175回産業経済委員会の会議結果について

ウ 全国市議会議長会第159回地方財政委員会の会議結果について

エ 全国市議会議長会第163回地方行政委員会の会議結果について

オ 令和4年度北方領土の返還を求める都民会議第2回理事会の会議結果について

カ 全国市議会議長会 副会長・部会長の補欠選任結果について

キ 関東市議会議長会第2回支部長会議の会議結果について

ク 全国市議会議長会第160回地方財政委員会の会議結果について

ケ 第240回東京都都市計画審議会の会議結果について

コ 全国市議会議長会第230回理事会・第140回評議員会合同会議の会議結果について

サ 全国市議会議長会第176回社会文教委員会の会議結果について

(2) 協議事項

ア 関東市議会議長会第89回定期総会で審議する都県提出議案について

イ 関東市議会議長会、全国市議会議長会及び市議会議員共済会の次期役員等の推薦について

3 東京都市議会議長会臨時総会

令和5年4月25日（火）東京自治会館において開催された。

会議の概要は、次の報告事項及び協議事項を承認した。

(1) 報告事項

ア 会務報告

イ 全国市議会議長会第176回産業経済委員会の会議結果について

ウ 全国市議会議長会第164回地方行政委員会の会議結果について

エ 令和5年東京市町村総合事務組合議会第1回定例会の会議結果について

オ 全国市議会議長会 部会長の補欠選任結果について

カ 東京都区市町村振興協会令和4年度第1回臨時評議員会の会議結果について

(2) 協議事項

ア 令和4年度東京都市議会議長会歳入歳出決算の認定について

4 議員の派遣について

地方自治法第100条第13項及び小金井市議会会議規則第120条第1項の規定に基づき、緊急を要すると認め、議長において次のとおり議員の派遣を決定し、議員を派遣した。

(1) 出前授業「議員と話してみよう～小金井市議会による主権者教育」

ア 目 的 市議会による主権者教育の推進の取組の一環として、出前授業を開催するため

イ 場 所 中央大学附属高等学校

ウ 期 日 令和5年2月13日（月）

エ 議 員 全議員

(2) 三多摩上下水及び道路建設促進協議会正副会長・委員長会議

ア 目 的 東京都三多摩地区の各市町村が、国及び都に対して上下水道及び道路建設事業について、共通して改善を求めるための会議に出席するため

イ 場 所 日野市役所

ウ 期 日 令和5年5月17日（水）

エ 議 員 片山かおる議員

一部事務組合議会等活動状況報告

1 昭和病院企業団議会

選出議員 たゆ久貴議員

2 湖南衛生組合議会

選出議員 宮下誠議員 森戸よう子議員

3 東京たま広域資源循環組合議会

選出議員 沖浦あつし議員

4 東京都十一市競輪事業組合議会

選出議員 斎藤康夫議員 渡辺大三議員

5 東京都六市競艇事業組合議会

選出議員 斎藤康夫議員 渡辺大三議員

6 浅川清流環境組合議会

選出議員 清水がく議員 水谷たかこ議員 村山ひでき議員 渡辺ふき子議員

※ 今回の一部事務組合議会等活動状況報告は、令和5年1月28日から令和5年5月10日までに開催された各議会の報告である。

昭和病院企業団議会活動状況報告

1 企業団議会開催状況

令和5年2月16日（木） 令和5年第1回定例会

2 会議の概要

令和5年2月16日（木） 令和5年第1回定例会

副議長の選挙、行政報告3件、議案8件及び議員提出議案1件を審議した。

(1) 副議長の選挙

小林たつや氏（西東京市選出）を選出した。

(2) 行政報告

- 1 令和4年度公立昭和病院4～12月期取扱患者実績について
- 2 令和4年度昭和病院企業団病院事業会計4～12月期収支概況について
- 3 公立昭和病院中期計画（令和5年度～令和9年度）の策定について

以上3件については、いずれも了承した。

(3) 議案

議案第1号 昭和病院企業団個人情報の保護に関する法律施行条例

議案第2号 昭和病院企業団情報公開、個人情報保護その他の行政不服審査会
条例の一部を改正する条例

議案第3号 昭和病院企業団情報公開条例の一部を改正する条例

議案第4号 昭和病院企業団職員定数条例の一部を改正する条例

議案第5号 昭和病院企業団職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等
の条例

議案第6号 令和4年度昭和病院企業団病院事業会計補正予算（第2号）

議案第7号 令和5年度昭和病院企業団構成市分賦金の額の決定について

議案第8号 令和5年度昭和病院企業団病院事業会計予算

以上8件については、いずれも慎重審議の結果、原案のとおり可決することと決定した。

(4) 議員提出議案

議員提出議案第1号 昭和病院企業団議会個人情報保護条例

慎重審議の結果、原案のとおり可決することと決定した。

湖南衛生組合議会活動状況報告

1 組合議会開催状況

令和5年2月10日（金） 令和5年第1回定例会

2 会議の概要

令和5年2月10日（金） 令和5年第1回定例会

議案6件を審議した。

議案第1号 令和5年度湖南衛生組合組織市の分担金の額について

議案第2号 令和5年度湖南衛生組合歳入歳出正予算

議案第3号 湖南衛生組合個人情報保護に関する法律施行条例

議案第4号 湖南衛生組合公告式条例の一部を改正する条例

議案第5号 湖南衛生組合議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部
を改正する条例

議案第6号 湖南衛生組合特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条
例

以上6件については、いずれも慎重審議の結果、原案のとおり可決することと決定した。

東京たま広域資源循環組合議会活動状況報告

1 組合議会開催状況

令和5年2月20日（月） 令和5年第1回定例会

2 会議の概要

令和5年2月20日（月） 令和5年第1回定例会

議案5件を審議した。

議案第1号 専決処分（東京たま広域資源循環組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例）の承認を求めることについて

慎重審議の結果、承認することと決定した。

議案第2号 東京たま広域資源循環組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

議案第3号 東京たま広域資源循環組合個人情報保護法施行条例

議案第4号 令和5年度東京たま広域資源循環組合一般会計予算

議案第5号 令和5年度東京たま広域資源循環組合負担金

以上4件については、いずれも慎重審議の結果、原案のとおり可決することと決定した。

東京都十一市競輪事業組合議会活動状況報告

1 組合議会開催状況

- (1) 令和5年2月13日（月） 令和5年第1回定例会
- (2) 令和5年3月30日（木） 令和5年第1回臨時会

2 会議の概要

- (1) 令和5年2月13日（月） 令和5年第1回定例会

議案10件を審議した。

第1号議案 東京都十一市競輪事業組合職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例

第2号議案 東京都十一市競輪事業組合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例

第3号議案 東京都十一市競輪事業組合職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部を改正する条例

第4号議案 東京都十一市競輪事業組合職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

第5号議案 東京都十一市競輪事業組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

第6号議案 東京都十一市競輪事業組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第7号議案 東京都十一市競輪事業組合会計年度任用職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

第8号議案 東京都十一市競輪事業組合職員退職手当支給条例の一部を改正する条例

第9号議案 令和4年度東京都十一市競輪事業組合一般会計補正予算（第2号）

第10号議案 令和5年度東京都十一市競輪事業組合一般会計予算

以上10件については、いずれも慎重審議の結果、原案のとおり可決することと決定した。

- (2) 令和5年3月30日（木） 令和5年第1回臨時会

議案4件を審議した。

第 1 1 号議案 東京都十一市競輪事業組合個人情報保護に関する法律施行条例

第 1 2 号議案 東京都十一市競輪事業組合個人情報保護審査会条例

第 1 3 号議案 令和 4 年度東京都十一市競輪事業組合一般会計補正予算（第 3 号）

第 1 4 号議案 令和 4 年度東京都十一市競輪事業組合収益金配分

以上 4 件については、いずれも慎重審議の結果、原案のとおり可決することと決定した。

東京都六市競艇事業組合議会活動状況報告

1 組合議会開催状況

- (1) 令和5年2月13日（月） 令和5年第1回定例会
- (2) 令和5年2月13日（月） 令和5年第1回全員協議会
- (3) 令和5年3月30日（木） 令和5年第1回臨時会

2 会議の概要

- (1) 令和5年2月13日（月） 令和5年第1回定例会

議案10件を審議した。

第1号議案 東京都六市競艇事業組合一般職の任期付職員の採用に関する条例

第2号議案 東京都六市競艇事業組合個人情報の保護に関する法律施行条例

第3号議案 東京都六市競艇事業組合情報公開・個人情報保護審査会条例

第4号議案 東京都六市競艇事業組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第5号議案 東京都六市競艇事業組合職員の定年に関する条例の一部を改正する条例

第6号議案 東京都六市競艇事業組合職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する条例の一部を改正する条例

第7号議案 東京都六市競艇事業組合職員退職手当支給条例の一部を改正する条例

第8号議案 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

第9号議案 令和4年度東京都六市競艇事業組合モーターボート競走事業会計補正予算（第1号）

第10号議案 令和5年度東京都六市競艇事業組合モーターボート競走事業会計予算

以上10件については、いずれも慎重審議の結果、原案のとおり可決することと決定した。

- (2) 令和5年2月13日（月） 令和5年第1回全員協議会

令和4年度収支決算見込及び利益配分金について

慎重審議の結果、了承した。

(3) 令和5年3月30日(木) 令和5年第1回臨時会

議案4件を審議した。

第11号議案 令和4年度東京都六市競艇事業組合モーターボート競走事業会計補正予算(第2号)を専決処分したことについて
慎重審議の結果、原案のとおり承認することと決定した。

第12号議案 東京都六市競艇事業組合監査委員(識見を有する者)の選任につき同意を求めることについて
上山昭治氏(日野市)を選任することに同意した。

第13号議案 令和4年度東京都六市競艇事業組合利益配分について

第14号議案 令和4年度東京都六市競艇事業組合モーターボート競走事業会計正予算(第3号)

以上2件については、いずれも慎重審議の結果、原案のとおり可決することと決定した。

浅川清流環境組合議会活動状況報告

1 組合議会開催状況

令和5年2月8日（水） 令和5年第1回定例会

2 会議の概要

令和5年2月8日（水） 令和5年第1回定例会

議案13件を審議した。

議案第1号 浅川清流環境組合職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第2号 浅川清流環境組合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第3号 浅川清流環境組合職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第4号 浅川清流環境組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第5号 浅川清流環境組合職員の配偶者同行休業に関する条例の制定について

議案第6号 浅川清流環境組合行政財産使用料条例の制定について

議案第7号 浅川清流環境組合財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の制定について

議案第8号 浅川清流環境組合行政手續条例の制定について

議案第9号 浅川清流環境組合個人情報保護法施行条例の制定について

議案第10号 浅川清流環境組合情報公開・個人情報保護及び行政不服に関する審査会条例の一部を改正する条例の制定について

議案第11号 浅川清流環境組合情報公開条例の一部を改正する条例の制定について

議案第12号 令和5年度浅川清流環境組合一般会計予算

議案第13号 令和5年度浅川清流環境組合構成団体負担金について

以上13件については、いずれも慎重審議の結果、原案のとおり可決することと決定した。

報告第3号

小金井市土地開発公社の経営状況について

小金井市土地開発公社の経営状況について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定により、別紙のように報告する。

令和5年5月31日提出

小金井市長 白 井 亨

小金井市土地開発公社の経営状況について

令和4年度小金井市土地開発公社事業報告書、決算報告書及び監査報告書

令和4年度小金井市土地開発公社事業報告書

1 事業概要

令和4年度におきましては、当初の予定を一部変更し、都市計画道路3・4・8号線の事業用地取得をいたしました。

また、都市計画道路3・4・8号線事業用地及び東小金井駅北口まちづくり事業用地の一部を処分いたしました。

今後とも小金井市の施策に沿って、公共用地の確保に努め、市民生活の向上に寄与する所存でありますので、関係各位の一層の御指導と御協力をお願い申し上げます。

令和5年4月

小金井市土地開発公社

2 庶務に関する事項

(1) 理事会

開催日	回数	番 号	件 名
令和4年 4月1日	1		小金井市土地開発公社理事長の互選について
5月24日	2	議案第1号	令和3年度小金井市土地開発公社事業報告及び財務諸表について
		議案第2号	小金井都市計画道路3・4・8号線事業用地の処分について
		議案第3号	東小金井駅北口まちづくり事業用地の処分について
6月28日	3	議案第4号	小金井市土地開発公社評議員会評議員の推薦について
8月31日	4	議案第5号	令和4年度小金井市土地開発公社変更事業計画（第1回）
		議案第6号	令和4年度小金井市土地開発公社収入支出補正予算（第1回）
		議案第7号	令和4年度小金井市土地開発公社変更資金計画（第1回）
		議案第8号	小金井都市計画道路3・4・8号線事業用地の取得について
令和5年 2月7日	5	議案第9号	令和5年度小金井市土地開発公社事業計画について
		議案第10号	令和5年度小金井市土地開発公社収入支出予算について
		議案第11号	令和5年度小金井市土地開発公社資金計画について
		議案第12号	小金井市土地開発公社公印規程の一部を改正する規程について

(2) 評議員会

開催日	回数	番 号	件 名
令和4年 5月20日	1	諮問第1号	令和3年度小金井市土地開発公社事業報告及び財務諸表について
		諮問第2号	小金井都市計画道路3・4・8号線事業用地の処分について
		諮問第3号	東小金井駅北口まちづくり事業用地の処分について
8月23日	2	諮問第4号	令和4年度小金井市土地開発公社変更事業計画（第1回）
		諮問第5号	令和4年度小金井市土地開発公社収入支出補正予算（第1回）
		諮問第6号	令和4年度小金井市土地開発公社変更資金計画（第1回）
		諮問第7号	小金井都市計画道路3・4・8号線事業用地の取得について
令和5年 2月2日	3	諮問第8号	令和5年度小金井市土地開発公社事業計画について
		諮問第9号	令和5年度小金井市土地開発公社収入支出予算について
		諮問第10号	令和5年度小金井市土地開発公社資金計画について
		諮問第11号	小金井市土地開発公社公印規程の一部を改正する規程について

3 事業実績

(1) 資産（土地）の取得

	区 分	内 容
1	事 業 名	都市計画道路 3・4・8 号線事業用地
	土地の表示	梶野町五丁目地内
	契約年月日	令和 4 年 9 月 1 日
2	事 業 名	都市計画道路 3・4・8 号線事業用地
	土地の表示	梶野町五丁目地内
	契約年月日	令和 4 年 9 月 1 日

(2) 資産（土地）の処分

	区 分	内 容
1	事 業 名	都市計画道路 3・4・8 号線事業用地
	土地の表示	梶野町五丁目地内
	契約年月日	令和 4 年 5 月 3 0 日
2	事 業 名	東小金井駅北口まちづくり事業用地の一部
	土地の表示	梶野町一丁目地内
	契約年月日	令和 4 年 6 月 7 日

令和4年度小金井市土地開発公社決算報告書

令和4年度 損益計算書

(令和4年4月1日から令和5年3月31日まで)

	円	円
1 事業収益		
(1) 公有地取得事業収益		
公有用地売却収益	<u>163,637,439</u>	<u>163,637,439</u>
2 事業原価		
(1) 公有地取得事業原価		
公有用地売却原価	<u>90,507,680</u>	<u>90,507,680</u>
事業総利益		73,129,759
3 販売費及び一般管理費		
(1) 販売費及び一般管理費		
報酬	460,000	
需用費	74,995	
役務費	290,432	
委託料	5,247,088	
使用料及び賃借料	430,320	
負担金補助及び交付金	5,000	
公租公課	<u>70,000</u>	<u>6,577,835</u>
事業利益		66,551,924
4 事業外収益		
(1) 受取利息		
受取利息	660	
(2) 雑収益		
雑収益	<u>9,061,201</u>	
事業外収益合計		9,061,861
5 事業外費用		
(1) 支払利息		
支払利息	<u>2,819,405</u>	<u>2,819,405</u>
経常利益		72,794,380
6 特別損失		
(1) その他の特別損失		
寄附金	<u>37,778,000</u>	<u>37,778,000</u>
当年度純利益		<u><u>35,016,380</u></u>

令和4年度 剰余金計算書
(令和4年4月1日から令和5年3月31日まで)

利 益 剰 余 金 の 部			円	円
1 未処分利益剰余金				
(1) 前年度繰越準備金		590,424,639		
(2) 当年度純利益		<u>35,016,380</u>		
当年度未処分利益剰余金				<u><u>625,441,019</u></u>

令和4年度 剰余金処分計算書
(令和5年3月31日)

		円	円
1 当年度未処分利益剰余金		625,441,019	
2 利益剰余金処分額		<u>0</u>	
翌年度繰越準備金			<u><u>625,441,019</u></u>

令和4年度 財産目録
(令和5年3月31日)

		円
1 資産の部		
(1) 普通預金	2,044,558	
(2) 定期預金	5,000,000	
(3) 公有用地	762,627,157	
資産の部合計	769,671,715	
2 負債の部		
(1) 短期借入金	139,230,696	
(2) 長期借入金	0	
負債の部合計	139,230,696	

令和4年度 貸借対照表
(令和5年3月31日)

(資 産 の 部)

	円	円
1 流動資産		
(1) 現金及び預金		
ア 普通預金	2,044,558	
イ 定期預金	<u>5,000,000</u>	7,044,558
(2) 公有用地		
公有用地		<u>762,627,157</u>
流 動 資 産 合 計		769,671,715
資 産 合 計		<u><u>769,671,715</u></u>

令和4年度 貸借対照表
(令和5年3月31日)

(負 債 の 部)		円	円
1	流動負債		
(1)	短期借入金	139,230,696	
	流 動 負 債 合 計		139,230,696
	負 債 合 計		139,230,696
(資 本 の 部)			
1	資本金		
(1)	基本財産		
	小金井市出資金	5,000,000	
	資 本 金 合 計		5,000,000
2	準備金		
(1)	前期繰越準備金	590,424,639	
(2)	当年度純利益	35,016,380	
	準 備 金 合 計		625,441,019
	資 本 合 計		630,441,019
	負 債 資 本 合 計		769,671,715

令和4年度 キャッシュ・フロー計算書
(令和4年4月1日から令和5年3月31日まで)

I	事業活動によるキャッシュ・フロー	円
	公有地取得事業収入	163,637,439
	その他事業収入	0
	補助金等収入	9,061,291
	公有地取得事業支出	△46,724,691
	その他事業支出	0
	人件費支出	△460,000
	その他の業務支出	△43,895,925
	小 計	81,618,114
	利息の受取額	660
	利息の支払額	△2,819,405
	事業活動によるキャッシュ・フロー	78,799,369
II	投資活動によるキャッシュ・フロー	
	投資活動によるキャッシュ・フロー	0
III	財務活動によるキャッシュ・フロー	
	短期借入れによる収入	0
	短期借入金の返済による支出	△27,626,400
	長期借入れによる収入	0
	長期借入金の返済による支出	△51,171,496
	財務活動によるキャッシュ・フロー	△78,797,896
IV	現金及び現金同等物増加額（又は減少額）	1,473
V	現金及び現金同等物期首残高	2,043,085
VI	現金及び現金同等物期末残高	2,044,558

令和4年度小金井市土地開発公社監査報告書

小金井市土地開発公社定款第7条第4項の規定に基づき、令和4年度決算監査を行った結果を次のとおり報告する。

記

1 監査の期日 令和5年4月11日(火)

2 監査の対象期間 自 令和4年4月1日
至 令和5年3月31日

3 監査事項 決算報告及び関係書類

4 監査結果と概要

公社の財務・業務・会計及び現金・物品・出納に関しては、適正に行われていると判断される。

関係諸帳簿の記帳状況及び証拠書類の整備状況も適正であると認めた。

令和5年4月11日

監 事 関 次 郎 

監 事 高 橋 美 月 

理事長 神 山 伸 一 様

(様式第1号)

現金及び預金明細表

(単位：円)

令和5年3月31日

科目	種類	金額	摘要
現金		0	
預金	普通	2,044,558	
	定期	5,000,000	
合計		7,044,558	

公 有 用 地 明 細 表

令和5年3月31日

資 産 区 分	期 首		当 期		増 加		当 期		減 少		期 末		摘 要
	面積(m ²)	金額(円)	面積(m ²)	金額(円)	面積(m ²)	金額(円)	面積(m ²)	金額(円)	面積(m ²)	金額(円)	面積(m ²)	金額(円)	
東小金井駅北口まちづくり事業用地	2,757.78	639,553,050	0.00		0		271.04	62,881,280	2,486.74	576,671,770			令和9年度までに処分予定
都市計画道路3・4・8号線事業用地	215.80	166,857,096	52.68	46,724,691			57.49	27,626,400	210.99	185,955,387			令和5年度～令和8年度に処分予定
合 計	2,973.58	806,410,146	52.68	46,724,691			328.53	90,507,680	2,697.73	762,627,157			

(様式第16号)

短期借入金明細表

(1) 金融機関別借入状況

(単位：円)

令和5年3月31日

借入先	利率	期首残高	当期増加高	当期減少高	期末残高	備考
みずほ銀行	1.475%	166,857,096	0	27,626,400	139,230,696	
合 計		166,857,096	0	27,626,400	139,230,696	

(2) 事業別借入状況

(単位：円)

令和5年3月31日

事業名	期首残高	当期増加高	当期減少高	期末残高	備考
都市計画道路3・4・8号線事業用地	166,857,096	0	27,626,400	139,230,696	
合 計	166,857,096	0	27,626,400	139,230,696	

(様式第17号)

長期借入金明細表

(1) 金融機関別借入状況

(単位:円) 令和5年3月31日

借入先	利率	期首残高	当期増加高	当期減少高	期末残高	備考
みずほ銀行	1.675%	36,839,940	0	36,839,940	0	
東京むさし農業協同組合	1.675%	4,094,016	0	4,094,016	0	
山梨中央銀行	1.675%	2,047,508	0	2,047,508	0	
東日本銀行	1.675%	2,047,508	0	2,047,508	0	
多摩信用金庫	1.675%	4,095,016	0	4,095,016	0	
昭和信用金庫	1.675%	2,047,508	0	2,047,508	0	
合 計		51,171,496	0	51,171,496	0	

(2) 事業別借入状況

(単位:円) 令和5年3月31日

事業名	期首残高	当期増加高	当期減少高	期末残高	備考
東小金井駅北口まちづくり事業用地	51,171,496	0	51,171,496	0	
合 計	51,171,496	0	51,171,496	0	

(様式第18号)

資 本 金 明 細 表

(単位：円)

令和5年3月31日

区 分	出 資 団 体 名	出 資 額	摘 要
基 本 財 産	小 金 井 市	5,000,000	

(様式第20号)

事 業 収 益 明 細 表

(単位：円)

令和5年3月31日

科 目		金 額	摘 要
公有地取得事業収益	公 有 用 地 売 却 収 益	163,637,439	
合 計		163,637,439	

(様式第21号)

事 業 原 価 明 細 表

(単位：円)

令和5年3月31日

科 目		金 額	摘 要
公有地取得事業原価	公 有 用 地 売 却 原 価	90,507,680	
合 計		90,507,680	

資料 1

令和4年度収支決算報告書

収益の部

科 目			予 算 現 額		
款	項	節	当初予算額	補正予算額	(A) 計
1		事業収益	118,036,000	45,602,000	163,638,000
	1	公有地取得事業収益	118,036,000	45,602,000	163,638,000
		1 公有用地売却収益	118,036,000	45,602,000	163,638,000
2		事業外収益	14,449,000	0	14,449,000
	1	受取利息	2,000	0	2,000
		1 受取利息	2,000	0	2,000
	2	雑収益	14,447,000	0	14,447,000
		1 雑収益	14,447,000	0	14,447,000
		合 計	132,485,000	45,602,000	178,087,000

(単位：円)

令和5年3月31日

(B) 収入済額	(B) - (A)	備 考
163,637,439	△561	都市計画道路 3・4・8 号線事業用地 27,962,439 東小金井駅北口まちづくり事業用地 135,675,000
163,637,439	△561	
163,637,439	△561	
9,061,861	△5,387,139	普通預金利息及び定期預金利息 小金井市事務事業費補助金等
660	△1,340	
660	△1,340	
9,061,201	△5,385,799	
9,061,201	△5,385,799	
172,699,300	△5,387,700	

費用の部

科 目			予 算 現 額			
款	項	節	当初予算額	補正予算額	流用額	(A) 計
1		事業費	0	21,539,000	0	21,539,000
	1	公有地取得事業費	0	21,539,000	0	21,539,000
		1 公有用地取得事業費	0	21,539,000	0	21,539,000
2		販売費及び一般管理費	11,534,000	0	0	11,534,000
	1	販売費及び一般管理費	11,534,000	0	0	11,534,000
		1 報酬	480,000	0	0	480,000
		2 需用費	60,000	15,000	0	75,000
		3 役務費	913,000	0	0	913,000
		4 委託料	9,574,000	△15,000	0	9,559,000
		5 使用料・賃借料	432,000	0	0	432,000
		6 負担金補助及び交付金	5,000	0	0	5,000
		7 公租公課	70,000	0	0	70,000
3		償還金	78,799,000	0	0	78,799,000
	1	借入金償還金	78,799,000	0	0	78,799,000
		1 借入元金	78,799,000	0	0	78,799,000
4		事業外費用	3,322,000	△72,000	0	3,250,000
	1	支払利息	3,320,000	△72,000	0	3,248,000
		1 支払利息	3,320,000	△72,000	0	3,248,000
	2	積立金	2,000	0	0	2,000
		1 積立金	2,000	0	0	2,000
5		補償費	0	25,186,000	0	25,186,000
	1	補償費	0	25,186,000	0	25,186,000
		1 補償費	0	25,186,000	0	25,186,000
6		特別損失	38,829,000	△1,051,000	0	37,778,000
	1	その他の特別損失	38,829,000	△1,051,000	0	37,778,000
		1 寄附金	38,829,000	△1,051,000	0	37,778,000
7		予備費	1,000	0	0	1,000
	1	予備費	1,000	0	0	1,000
		1 予備費	1,000	0	0	1,000
		合 計	132,485,000	45,602,000	0	178,087,000

(単位：円)

令和5年3月31日

(B) 支出済額	不用額 (A) - (B)	備 考
21,538,856	144	
21,538,856	144	
21,538,856	144	都市計画道路3・4・8号線事業用地
6,577,835	4,956,165	
6,577,835	4,956,165	
460,000	20,000	評議員報酬
74,995	5	消耗品費等
290,432	622,568	不動産鑑定手数料等
5,247,088	4,311,912	仮杭設置等委託料等
430,320	1,680	パーソナルコンピュータ借上料等
5,000	0	公社連絡協議会負担金
70,000	0	法人都民税、法人市民税
78,797,896	1,104	都市計画道路3・4・8号線事業用地 27,626,400
78,797,896	1,104	東小金井駅北口まちづくり事業用地 51,171,496
78,797,896	1,104	合計 78,797,896
2,820,878	429,122	都市計画道路3・4・8号線事業用地 2,389,675
2,819,405	428,595	東小金井駅北口まちづくり事業用地 429,730
2,819,405	428,595	合計 2,819,405
1,473	527	
1,473	527	受取利息等
25,185,835	165	
25,185,835	165	
25,185,835	165	都市計画道路3・4・8号線事業用地
37,778,000	0	
37,778,000	0	
37,778,000	0	東小金井駅北口まちづくり事業用地売却収益
0	1,000	
0	1,000	
0	1,000	
172,699,300	5,387,700	

令和4年度損益計算書明細表

(単位：円)

令和5年3月31日

科目	金額	内訳	
1 事業収益	163,637,439		
(1) 公有用地売却収益	163,637,439	東小金井駅北口まちづくり事業用地 都市計画道路3・4・8号線事業用地	135,675,000 27,962,439
2 事業原価	90,507,680		
(1) 公有用地売却原価	90,507,680	東小金井駅北口まちづくり事業用地 都市計画道路3・4・8号線事業用地	62,881,280 27,626,400
3 販売費及び一般管理費	6,577,835		
(1) 販売費及び一般管理費	6,577,835	報酬 需用費 役務費 委託料 使用料・賃借料 負担金補助及び交付金 公租公課	460,000 74,995 290,432 5,247,088 430,320 5,000 70,000
4 事業外収益	9,061,861		
(1) 受取利息	660		
(2) 雑収益	9,061,201	報酬 需用費 役務費 委託料 使用料・賃借料 負担金補助及び交付金 利子補給金 公租公課	460,000 74,995 290,432 5,247,088 430,320 5,000 2,483,366 70,000
5 事業外費用	2,819,405		
(1) 支払利息	2,819,405	東小金井駅北口まちづくり事業用地 都市計画道路3・4・8号線事業用地	429,730 2,389,675
6 特別損失	37,778,000		
(1) その他の特別損失	37,778,000	東小金井駅北口まちづくり事業用地売却収益	37,778,000

令和4年度貸借対照表明細表

(単位：円)

令和5年3月31日

(資産の部)			
1 流動資産			
(1) 現金及び預金	7,044,558	普通預金	2,044,558
		定期預金	5,000,000
(2) 公有用地	762,627,157	東小金井駅北口まちづくり事業用地	576,671,770
		都市計画道路3・4・8号線事業用地	185,955,387
資産合計	769,671,715		
(負債の部)			
1 流動負債			
(1) 短期借入金	139,230,696	都市計画道路3・4・8号線事業用地	139,230,696
負債合計	139,230,696		
(資本の部)			
1 資本金			
(1) 基本財産	5,000,000	小金井市出資金	5,000,000
2 準備金			
(1) 前期繰越準備金	590,424,639		590,424,639
(2) 当年度純利益	35,016,380		35,016,380
資本合計	630,441,019		
負債資本合計	769,671,715		

報告第4号

令和4年度小金井市一般会計予算の繰越明許費について

令和4年度小金井市の一般会計予算のうち、地方自治法（昭和22年法律第67号）第213条の規定に基づいて繰越明許費とした歳出予算の経費について、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第146条第2項の規定により、別紙のとおり本市議会に報告する。

令和5年5月31日提出

小金井市長 白 井 亨

令和4年度小金井市一般会計繰越明許費繰越計算書

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内				一般財源
					既定財源	収入	未収入特定財源		
							国庫支出金	都支出金	
2総務費	3戸籍住民基本台帳費	戸籍情報システム修正委託料(社会保障・税番号制度対応分)	4,862,000	4,862,000	0	4,862,000	0	0	0
4衛生費	1保健衛生費	出産・子育て応援事業	120,910,000	120,748,902	0	80,499,268	40,249,634	0	0
8土木費	4都市計画費	三楽公園整備事業	40,021,000	18,788,000	0	8,030,000	2,500,000	0	8,258,000
10教育費	2小学校費	学校教育活動体制整備事業	10,633,000	10,633,000	0	5,316,000	0	0	5,317,000
10教育費	3中学校費	学校教育活動体制整備事業	4,108,000	4,108,000	0	2,053,000	0	0	2,055,000
合 計			180,534,000	159,139,902	0	100,760,268	42,749,634	0	15,630,000

令和4年度小金井市一般会計繰越明許費実績調査書

その1

款	項	事業名	翌年度 繰越額	契約額	契約業者名	契約期間	備考
2総務費	3戸籍住民基本台帳費	戸籍情報システム修正委託料(社会保障・税番号制度対応分)	円 4,862,000	円 4,862,000	富士フイルムシステムサービス㈱	令和5年2月20日から 令和5年6月30日まで	

その2

款	項	事業名	翌年度 繰越額	契約額	契約業者名	契約期間	備考
4衛生費	1保健衛生費	出産・子育て応援事業	円 120,748,902	円 120,000,000	東京都	令和5年3月1日から 令和6年3月31日まで	

その3

款	項	事業名	翌年度 繰越額	契約額	契約業者名	契約期間	備考
8土木費	4都市計画費	三楽公園整備事業	円 18,788,000	円 18,788,000	国際文化財㈱外	令和5年1月24日から 令和6年3月29日まで	

その4

款	項	事業名	翌年度 繰越額	契約額	契約業者名	契約期間	備考
10教育費	2小学校費	学校教育活動体制整備事業	円 10,633,000				
10教育費	3中学校費	学校教育活動体制整備事業	4,108,000				

報告第4号資料2

繰越明許費の内訳について

1 戸籍情報システム修正委託料（社会保障・税番号制度対応分）

（単位：円）

款	項	科目名	翌年度繰越額	既収入特定財源	未収入特定財源	一般財源
2	3	戸籍情報システム修正委託料（社会保障・税番号制度対応分）	4,862,000	0	4,862,000	0
合計			4,862,000	0	4,862,000	0

2 出産・子育て応援事業

（単位：円）

款	項	科目名	翌年度繰越額	既収入特定財源	未収入特定財源	一般財源
4	1	郵便料	748,902	0	748,902	0
4	1	出産・子育て応援事業支援委託料	120,000,000	0	120,000,000	0
合計			120,748,902	0	120,748,902	0

3 三楽公園整備事業

（単位：円）

款	項	科目名	翌年度繰越額	既収入特定財源	未収入特定財源	一般財源
8	4	三楽公園埋蔵文化財発掘調査委託料	9,900,000	0	5,110,000	4,790,000
8	4	三楽公園整備工事	8,888,000	0	5,420,000	3,468,000
合計			18,788,000	0	10,530,000	8,258,000

4 学校教育活動体制整備事業

（単位：円）

款	項	科目名	翌年度繰越額	既収入特定財源	未収入特定財源	一般財源
10	2	消耗品費（学校運営に要する経費）	353,000	0	176,500	176,500
10	2	郵便料（学校運営に要する経費）	91,000	0	45,000	46,000
10	2	備品購入費・学校管理備品（学校運営に要する経費）	6,689,000	0	3,344,500	3,344,500
10	2	消耗品費（学校保健衛生に要する経費）	2,724,000	0	1,362,000	1,362,000
10	2	医薬材料費（学校保健衛生に要する経費）	663,000	0	331,500	331,500
10	2	備品購入費・保健関係備品（学校保健衛生に要する経費）	113,000	0	56,500	56,500
10	3	備品購入費・学校管理備品（学校運営に要する経費）	2,743,000	0	1,371,000	1,372,000
10	3	消耗品費（学校保健衛生に要する経費）	868,000	0	434,000	434,000
10	3	医薬材料費（学校保健衛生に要する経費）	497,000	0	248,000	249,000
合計			14,741,000	0	7,369,000	7,372,000

報告第 5 号

令和 4 年度小金井市情報公開条例及び小金井市個人情報保護条例の運用
状況について

小金井市情報公開条例（平成 1 4 年条例第 3 1 号）第 2 0 条の規定等に基づき、別
紙のとおり本市議会に報告する。

令和 5 年 5 月 3 1 日提出

小金井市長 白 井 亨

令和4年度小金井市情報公開条例及び小金井市個人情報保護条例の運用状況について

1 情報公開条例の実施状況

本条例は、何人にも市政情報に関する知る権利を保障するとともに、情報公開を総合的に進める上で必要な事項を定めることにより、市が市政に関し市民に説明する責務を全うし、市民の参加と監視の下に公正で透明な市政を推進し、市民と市政との信頼関係を深め、もって開かれた市政を実現することを目的としています。

目的を実現するために、利用しやすい制度運用に努めました。

(1) 市政情報の公開請求状況及びその処理状況

令和4年度の市政情報の公開請求は126件で、前年度に比べると12件の増になります。

表1 市政情報の実施機関別公開請求件数及び決定内容 (単位: 件)

実施機関	公開請求 件数	決 定 内 容					
		公開	一部公開	非公開	(うち不存在)	決定期間 延長中	存否応答 拒否
市長	143	56	59	26	(25)	0	1
教育委員会	24	7	15	2	(1)	0	0
選挙管理委員会	2	2	2	0	0	0	0
監査委員	1	1	0	0	0	0	0
農業委員会	0	0	0	0	0	0	0
固定資産評価審査 委員会	0	0	0	0	0	0	0
議会	2	2	1	1	(1)	0	0
土地開発公社	0	0	0	0	0	0	0
計	172	68	77	29	(27)	0	1

※ 請求書1枚で複数の市政情報の請求ができるため、請求先の実施機関が複数となり、また、1件の請求に対して複数の決定が行われる場合があります。

(2) 審査請求の状況

市政情報の公開請求に対する決定に対して不服がある場合は、不服申立て（審査請求）をすることができることとなっています。

令和４年度の審査請求は、５件ありました。

(3) 情報提供の状況

情報提供は、多岐にわたり、市の財政状況や人口の統計、附属機関等の会議録などを情報公開コーナーに備え付け、情報提供に努めました。

2 個人情報保護条例の運用状況

市では、膨大な個人情報を収集、記録、保有及び利用して市民の日常生活に密着した各種の行政施策を進めていますが、平成元年に個人情報保護条例（昭和６３年条例第３１号）を施行し、個人情報の適正な取扱いを定めることにより、市民の基本的人権の擁護に努めてきました。

(1) 個人情報の保有等の届出状況

個人情報保護条例第９条の規定により、令和４年度に届出のあった個人情報は、新たな保有が１５件、廃止９件、変更８件でした。

表２ 個人情報の届出状況

(単位：件)

実 施 機 関	前年度末の 保 有 数	年 度 内 の 届 出 数			年 度 末 の 保 有 数
		開 始	廃 止	変 更	
市 長	2, 6 8 0	1 5	9	4	2, 6 8 6
教 育 委 員 会	4 5 0	0	0	4	4 5 0
選挙管理委員会	7 3	0	0	0	7 3
監 査 委 員	4	0	0	0	4
農 業 委 員 会	3 0	0	0	0	3 0
固定資産評価 審 査 委 員 会	4	0	0	0	4
議 会	2 2	0	0	0	2 2
土地開発公社	4 1	0	0	0	4 1
計	3, 3 0 4	1 5	9	8	3, 3 1 0

(2) 保有個人情報（保有特定個人情報を除く。）の目的外利用又は外部提供の状況

業務上の必要から収集した保有個人情報については、収集した目的の範囲を超えて利用又は外部に提供することは原則として禁止されていますが、個人情報保護条例第１２条第２項の規定により、①あらかじめ本人の同意があるとき、②法令に特別の定めがあるとき、③緊急やむを得ないと認められるとき、又は出版、

報道等により公知性が生じた個人情報であるとき、④審議会の意見を聴いて職務執行上特に必要があると認めたときは、例外として目的外利用又は外部提供することが認められていました。

令和４年度における保有個人情報の目的外利用は２２６件、外部提供は３０１件でした。

表３ 目的外利用又は外部提供の状況 (単位：件)

実 施 機 関	目的外利用	外部提供	計
市 長	225	295	520
教 育 委 員 会	1	2	3
選挙管理委員会	0	4	4
監 査 委 員	0	0	0
農 業 委 員 会	0	0	0
固定資産評価審査 委 員 会	0	0	0
議 会	0	0	0
土 地 開 発 公 社	0	0	0
計	226	301	527

(3) 保有特定個人情報の目的外利用の状況

業務上の必要から収集した保有特定個人情報については、収集した目的の範囲を超えて利用することは原則として禁止されていますが、個人情報保護条例第１２条の２第２項の規定により、人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難であるとき（ただし、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。）に限定し、目的外利用することを認めていました。

令和４年度における保有特定個人情報の目的外利用はありませんでした。

(4) 自己情報の開示等の請求状況及びその処理状況

市に保有等されている自己に関する保有個人情報については、何人も、開示、訂正、削除、目的外利用及び外部提供の中止を請求する権利が保障されています。

令和４年度においては、開示等の請求は６６件ありました。

表４ 保有個人情報の実施機関別開示等請求件数及び決定内容 (単位：件)

実 施 機 関	開示等 請 求 件 数	決 定 内 容					
		開示	一部 開示	非開示	訂 正 ・ 削 除 ・ 中 止 (一部訂正・削除含む。)	訂正・削除・ 中 止 せ ず	存否応答 拒 否
市 長	6 4	4 8	1 2	4	0	0	0
教 育 委 員 会	2	1	1	0	0	0	0
選挙管理委員会	0	0	0	0	0	0	0
監 査 委 員	0	0	0	0	0	0	0
農 業 委 員 会	0	0	0	0	0	0	0
固定資産評価審査 委 員 会	0	0	0	0	0	0	0
議 会	0	0	0	0	0	0	0
土 地 開 発 公 社	0	0	0	0	0	0	0
計	6 6	4 9	1 3	4	0	0	0

※ 請求書1枚で複数の保有個人情報の開示等の請求ができるため、1件の請求に対して複数の決定が行われる場合があります。

(5) 審査請求の状況

自己に関する保有個人情報の開示、訂正、削除及び目的外利用等の中止の請求に対する実施機関の決定に不服がある場合は、不服申立て（審査請求）をすることができることとなっています。

令和4年度の審査請求は、1件ありました。

3 情報公開・個人情報保護審査会の運営状況

市政情報の公開請求及び自己に関する保有個人情報の開示等の請求に対する実施機関の決定に対して不服申立てがあった場合に、当該不服申立てを審査する第三者的救済機関として、地方自治法第138条の4第3項の規定に基づき、市長の附属機関として小金井市情報公開・個人情報保護審査会が設置されています。

令和4年度は、令和4年3月及び4月に審査請求のあった5件について、諮問しました。

表5 情報公開請求の決定に対する審査請求の諮問及びその処理状況

事件番号	令和3年度第6号（情報公開請求）
------	------------------

対象情報	(1) オール東京62市区町村共同事業「みどり東京・温暖化防止プロジェクト」をとおして提供される小金井市のCO2排出量算定に使用されている資料の全て (2) 第2次小金井市地球温暖化対策地域推進計画遂行にあたって小金井市排出CO2量算定に使用している数値、統計データ、統計処理の全てがわかるもの (3) 小金井市のCO2排出量算定において以下のデータの扱いについて書かれているもの ① 可燃ゴミ浅川（日野市）燃焼分のCO2量 ② オリックス資源循環で処理しているCO2量 ③ 草木回収物の小金井市域外移設分にかかるCO2量
実施機関・原処分	市長・非公開決定
審査請求・諮問年月日	令和4年3月31日・令和4年7月15日
答申年月日	審査中
審査会の判断	審査中

事件番号	令和4年度第1号（情報公開請求）
対象情報	一番最近の ① 「小金井市シルバー人材センター事業費補助金交付申請書」 ② 「補助事業計画書」
実施機関・原処分	市長・一部公開決定
審査請求・諮問年月日	令和4年4月11日・令和4年7月15日
答申年月日	審査中
審査会の判断	審査中

事件番号	令和4年度第2号（情報公開請求）
対象情報	第2次小金井市地球温暖化対策地域推進計画（冊子）の37頁にある温室効果ガス排出量の将来推計（表）

	中にある廃棄物部門の数値の積算根拠ならびに使用した統計データ、ソース等
実施機関・原処分	市長・非公開決定
審査請求・諮問年月日	令和４年４月２６日・令和４年７月１５日
答申年月日	審査中
審査会の判断	審査中

事件番号	令和４年度第３号（情報公開請求）
対象情報	(1) 不燃・粗大ごみ積替え・保管施設運営管理委託契約に係る資料 (2) 小金井市不燃・粗大ごみ積替え・保管施設運営管理委託プロポーザル審査委員会設置要領 (3) 不燃・粗大ごみ積替え・保管施設運営管理委託に係るプロポーザル資料
実施機関・原処分	市長・一部公開決定
審査請求・諮問年月日	令和４年４月２６日・令和４年７月１５日
答申年月日	審査中
審査会の判断	審査中

事件番号	令和４年度第４号（情報公開請求）
対象情報	(1) 不燃・粗大ごみ積替え・保管施設運営管理委託契約に係る資料 (2) 小金井市不燃・粗大ごみ積替え・保管施設運営管理委託プロポーザル審査委員会設置要領 (3) 不燃・粗大ごみ積替え・保管施設運営管理委託に係るプロポーザル資料
実施機関・原処分	市長・一部公開決定
審査請求・諮問年月日	令和４年４月２６日・令和４年７月１５日
答申年月日	審査中
審査会の判断	審査中

表６ 情報公開・個人情報保護審査会の開催状況

回	年月日	会 議 の 内 容
1	4. 7. 15	令和 3 年度第 6 号並びに令和 4 年度第 1 号、第 2 号、第 3 号及び第 4 号を審査案件として提出 うち令和 3 年度第 6 号について審査請求内容の確認及び意見交換その他未答申の審査案件の答申案の検討
2	4. 8. 16	令和 3 年度第 6 号の追加の意見交換及び令和 4 年度第 1 号の審査請求内容の確認及び意見交換その他未答申の審査案件の答申案の検討

4 情報公開・個人情報保護審議会の運営状況

情報公開制度及び個人情報保護制度の適正な運営を図るため、情報公開及び個人情報保護両制度の運用に関して第三者的立場から意見を述べることができる機関として、地方自治法第 138 条の 4 第 3 項の規定に基づき、市長の附属機関として小金井市情報公開・個人情報保護審議会が設置されています。

令和 4 年度は、市長からの諮問事項等のほか、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号。以下「個人情報保護法」という。）の改正に伴う小金井市個人情報保護条例の改正について審議を行うため、9 回開催されました。

表 7 情報公開・個人情報保護審議会の開催状況

回	年月日	会 議 の 内 容
1	4. 5. 19	1 報告事項 ○ 個人情報保有等届出状況の報告 （開始の届出 6 件、廃止の届出 0 件、変更の届出 2 件） 2 諮問事項 (1) 個人情報保護条例第 14 条関係 ○ 電子申請システムについて (2) 個人情報保護条例第 27 条関係 ○ こがねい地域応援券等発行事業運営業務委託について ○ 小金井市居住支援協議会住宅相談業務について ○ 教職員定期健康診断業務について 3 その他 ○ 改正個人情報保護法の概要説明及び審議会での検討課題

		や方向性の説明について
2	4. 6. 28	○ 現行の個人情報保護条例と改正個人情報保護法との比較について
3	4. 7. 21	1 報告事項 ○ 個人情報保有等届出状況の報告 (開始の届出 2 件、廃止の届出 0 件、変更の届出 5 件) 2 諮問事項 (1) 個人情報保護条例第 14 条関係 ○ 公共施設予約システムについて (2) 個人情報保護条例第 27 条関係 ○ 保育施設等における訪問看護業務委託について ○ 子ども環境ワークショップ支援委託について ○ 3 市交流連携及び地域資源魅力向上事業委託について 3 その他 ○ 令和 3 年度情報公開条例及び個人情報保護条例の運用状況について ○ 個人情報保護条例に係る他自治体の状況や法令との比較について
4	4. 8. 22	1 諮問事項 (1) 情報公開・個人情報保護審議会条例第 2 条関係 ○ 次期内部情報ネットワーク強靱化モデルの選定について 2 その他 ○ 個人情報保護法改正に伴う個人情報保護条例の名称検討や手数料、請求に対する決定期限、審議会の存置及びパブリックコメント提出の検討について
5	4. 9. 2	○ 個人情報保護法改正に伴うパブリックコメント案の提出、検討及び個人情報保護法改正に伴う条例改正の方向性について
6	4. 9. 30	1 諮問事項 (1) 情報公開・個人情報保護審議会条例第 2 条関係 ○ 小金井市個人情報保護条例の改正について 2 その他

		○ 個人情報保護法改正に伴うパブリックコメント案について
7	4.10.13	1 報告事項 ○ 個人情報保有等届出状況の報告 (開始の届出4件、廃止の届出9件、変更の届出0件) 2 諮問事項 (1) 情報公開・個人情報保護審議会条例第2条関係 ○ 次期内部情報ネットワーク強靱化モデルの選定について 3 その他 ○ 個人情報保護法改正に伴うパブリックコメント提出について
8	4.11.16	1 諮問事項 (1) 情報公開・個人情報保護審議会条例第2条関係 ○ 小金井市個人情報保護条例改正案について
9	5.2.17	1 報告事項 ○ 個人情報保有等届出状況の報告 (開始の届出3件、廃止の届出0件、変更の届出1件) 2 諮問事項 (1) 個人情報保護条例第11条関係 ○ 下水道課所有庁用車へのドライブレコーダー設置について (2) 個人情報保護条例第27条関係 ○ 保育施設等における訪問看護業務委託について ○ 子ども子育て応援事業について

5 情報公開・個人情報保護制度の充実を目指して

両制度が適正に運用されるためには、実際に業務に携わる職員等の両制度についての理解の向上が求められます。

研修を始め、情報公開請求、個人情報の開示等の請求に対する市政情報等の公開、開示等決定に対する指導や事例研究、業務における個人情報の取扱いの相談、情報公開・個人情報保護審議会への出席、説明等を通じて職員の理解を求めました。

なお、令和4年度は、新任研修、図書館職員を対象とした情報公開・個人情報保

護研修を行いました。

報告第5号資料

令和4年度目的外利用等報告事例

1 目的外利用

個人情報記録	目的外利用の内容	件数
町会長・自治会長名簿	町会長・自治会長照会	5
職員給与等関係データ	補助金、交付金、資料提供及び災害発生時の職員名簿作成	24
戸籍関係データ	地方税の調査、照会	3
	成年後見関係業務	2
	生活保護関係業務	1
	土地所有者の所在確認	1
	用地取得に関する調査	1
	空き家の所有者等の調査	1
	死亡勲章候補者に係る推薦等事務（内閣府における栄典授与審査のための候補者推薦事務）	1
成年被後見人等戸籍関係データ	戸籍簿、犯罪者名簿、破産者名簿、禁治産・準禁治産者名簿	3
死体火(埋)葬許可申請書綴	妊婦面談に関する調査	1
国民健康保険の賦課収納診療関係データ	市税等関係業務	1
	生活保護関係業務	1
	後期高齢者医療保険関係業務	1
	障害福祉関係業務	1
	介護保険関係業務	1
国民年金等資格給付データ	国民健康保険関係業務	1
	後期高齢者医療保険関係業務	1
	市税等の減額・免除業務	1
市・都民税課税データ	国民健康保険関係業務	2
	後期高齢者医療保険関係業務	2
	国民年金関係業務	5
	障害者福祉関係業務	21
	介護保険関係業務	10
	高齢者等福祉関係業務	15
	養育関係業務	1
	産後ケア業務	1
	検診業務	1
	ホームヘルプサービス等事業	4
	社会福祉関係手当の受給資格確認業務	11
	児童福祉法業務	1
	保育等関係業務	5
	公営住宅管理業務	3
	市民税の減額・免除業務	1
	下水道使用料関係業務	1
	生活保護関係業務	2
	事業者等特別支援業務	4
軽自動車税データ	生活保護関係業務	1
	放置バイクの照会	1
	市税等の減額・免除業務	1
固定資産税課税関係データ	公共物払下げ業務	1
	道路管理業務	1
	生産緑地確認業務	1
	耐震化推進普及啓発業務	2
	用地買収業務	1
	雨水貯留施設が設置された住宅の所有者確認	1
	データの照合確認業務	1
	高齢者住宅業務	1
	空地及び空家の所有者調査業務	3
	成年後見市長申立ての添付資料	1
市税収納管理システム	住宅用新エネルギー機器等普及促進補助業務	1
	雨水貯留施設設置業務	1
	ふるさと納税お礼品事業者の納付状況	1

	広告掲載判定業務	1
	生ごみ減量化処理機器購入費補助金交付の可否判定	1
	公衆浴場施設改修費補助金交付業務	1
	小口事業資金融資あっせん業務	1
	事業者特別支援金事業	1
	補給事業業務	1
	次世代自動車普及促進補助業務	1
	空き家対策の推進に関する業務	1
生活保護関係データ	障害者福祉関係業務	1
	介護保険関係業務	2
	高齢者世帯冷暖房機購入助成事業	1
	国民健康保険関係業務	1
	市税等の減額・免除業務	5
	医療費助成制度等の資格確認業務	2
	市税賦課業務	1
心身障害者（児）関係データ	社会福祉関係手当の受給資格確認業務	5
	国民健康保険関係業務	1
	税務等調査	1
	生活保護関係業務	3
	声の広報業務	1
	避難行動要援護者業務	1
	愛育手当の受給者確認業務	1
	市税等の減額・免除業務	1
	子育て世帯生活支援特別給付業務	1
	国の児童虐待防止対策業務	1
	保健福祉総合計画調査業務	1
介護保険関係データ	税務等調査	3
	後期高齢者医療保険関係業務	1
	生活保護関係業務	2
	障害者控除対象者認定業務	1
	国民健康保険関係業務	1
	保健福祉総合計画調査業務	1
	障害者福祉に関する手当受給資格業務	1
大気汚染医療費助成関係データ	国民健康保険関係業務	1
3歳児健康診査受診児童一覧	児童虐待防止対策強化に向けた緊急総合対策	1
児童手当等関係データ	市税等滞納整理業務	1
	障害福祉関係業務	2
	生活保護関係業務	1
	児童福祉関係業務	1
	市税等の減額・免除業務	1
保育園等入所者関係データ	愛育手当の受給者確認業務	2
	生活保護関係業務	1
	児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策	1
幼稚園助成金関係データ	愛育手当の受給者確認業務	1
児童手当等関係データ	市税等滞納整理業務	1
区画整理関係データ	市税等関係業務	3
履歴カード	叙勲申請手続業務	1
合計		226

2 外部提供

個人情報記録	外部提供の内容	件数
町会長・自治会長名簿	町会長・自治会長照会	2
人件費予算額	農業委員会交付金申請書作成事務	1
人件費執行済額	農業委員会交付金事業状況報告書作成事務	1
人件費決算額	農業委員会交付金実績報告書作成事務	1
職員の共済番号	選挙事務従事者謝礼支払事務	1
職員名簿	選挙投票事務に係る対象者抽出事務	1
令和4年度副校長補佐業務会計 年度任用職員における職員人件費	補助金実績報告事務	1
防犯カメラデータ	捜査関係業務	1
住民基本台帳関係データ	捜査関係業務	9
	国及び地方公共団体等の任用、叙位、叙勲表彰等に関する 欠格事項照会	7
	債権回収業務	5
	国等からの住所等照会	1
	用地取得に関する調査	18
	不動産登記関係業務	3
	関係人調査	1
	国税の調査、照会	2
	年金等関係業務	4
	地方税の調査、照会	10
	生活保護関係業務	1
	地籍調査業務	4
	居所不明児童調査	1
	選挙関係事務	1
	奨学金事務	2
	公営住宅管理業務	4
	安全運転管理者に関する事務	2
	児童福祉関係事務	2
	道路管理業務	1
	住民監査請求	2
	農地等管理業務	1
	相続人の調査	3
	戸籍関係調査、照会	1
	住民基本台帳事務	1
	介護保険関係業務	1
	空き家管理業務	1
	成年後見関係業務	1
戸籍関係データ	捜査関係業務	7
	相続人調査	11
	地籍調査業務	6
	用地取得に関する調査	15
	不動産登記関係業務	1
	土地所有者調査	3
	労働者災害補償保険関係業務	1
	国税の調査、照会	2
	国民年金等関係業務	3
	地方税の調査、照会	12
	公営住宅管理業務	2
	水道事業関係事務	2
	墓地管理運営業務	3
	債権回収業務	2
	後期高齢者医療保険関係業務	1
	生活保護関係業務	4
	児童福祉関係業務	1
	農地等管理業務	1
	道路管理業務	3

	廃棄物の処理及び清掃に関する事務	1
	住民基本台帳関係業務	1
	介護保険料徴収業務	1
	空き家管理業務	1
	土地区画整理事務	1
	老人福祉関係業務	1
	成年後見関係業務	5
	小口資金貸付業務	1
	福祉貸付金関係事務	2
	救済支援貸付事務	1
	関係人調査	2
	戦没者の遺族に対する弔慰金裁定事務	1
	刑事関係業務	1
成年被後見人等戸籍関係データ	身上調査	39
	国及び地方公共団体等の任用、叙位、叙勲表彰等に関する欠格事項照会	12
消費生活相談カード	事業者の不適正な取引行為に関する国からの消費者聴取	2
国民健康保険の賦課収納診療関係データ	捜査関係業務	8
市・都民税課税データ	奨学金支給算定事務	2
	国税の調査、照会	2
	国民年金等関係業務	2
	生活保護に係る所得の調査照会	2
	介護保険料賦課・給付業務	1
	公営住宅管理業務	1
	子ども医療費受給資格の認定における所得情報の照会	1
	保育等関係業務	2
	給付補助業務	1
	児童福祉業務	2
	債権回収業務	2
	生活保護に係る資産照会	2
軽自動車税データ	放置バイクの照会	2
	捜査関係調査、照会	1
固定資産税課税関係データ	農地等管理業務	1
	都税の調査、照会	1
市税収納管理システム	滞納整理	1
避難行動要支援者関係データ	避難行動要支援者業務	4
生活保護関係データ	就労援助業務	2
心身障害者（児）関係データ	音声版選挙公報送付対象者把握	2
介護保険関係データ	認定情報	1
児童手当等関係データ	社会福祉関係手当の受給資格確認業務	1
医療的ケア実施申請書及び医療情報提供書	新入学生の情報提供	1
新入学学齢児童生徒名簿	子育て応援記念品贈呈業務	2
選挙人名簿データ	政治活動関係業務	1
	世論調査、意識調査対象者抽出業務	3
合計		301

議案第 38 号

令和 5 年 度

小 金 井 市

一 般 会 計 補 正 予 算

(第 2 回)

令和5年度小金井市一般会計補正予算（第2回）

令和5年度小金井市の一般会計の補正予算（第2回）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ412,750千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ49,160,513千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和5年5月31日提出

東京都小金井市長 白 井 亨

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
15 国 庫 支 出 金		千円 9,966,340	千円 412,750	千円 10,379,090
	2 国 庫 補 助 金	2,233,334	412,750	2,646,084
歳 入 合 計		48,747,763	412,750	49,160,513

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
3 民 生 費		千円 25,622,171	千円 420,072	千円 26,042,243
	1 社 会 福 祉 費	8,255,499	420,072	8,675,571
13 予 備 費		107,925	△7,322	100,603
	1 予 備 費	107,925	△7,322	100,603
歳 出 合 計		48,747,763	412,750	49,160,513

議案第 38 号資料 1

令和 5 年 度

小 金 井 市

一 般 会 計

補 正 予 算 事 項 別 明 細 書

(第 2 回)

1 総括 歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
15 国庫支出金		千円 9,966,340	千円 412,750	千円 10,379,090
	2 国庫補助金	2,233,334	412,750	2,646,084
歳入合計		48,747,763	412,750	49,160,513

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
3 民 生 費		千円 25,622,171	千円 420,072	千円 26,042,243
	1 社 会 福 祉 費	8,255,499	420,072	8,675,571
13 予 備 費		107,925	△7,322	100,603
	1 予 備 費	107,925	△7,322	100,603
歳 出 合 計		48,747,763	412,750	49,160,513

補 正 額 の 財 源 内 訳			
特 定 財 源			一 般 財 源
国 都 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
千円 412,750	千円	千円	千円 7,322
412,750			7,322
			△7,322
			△7,322
412,750			0

2 歳 入

款 15 国庫支出金

項 2 国庫補助金

目	補正前の額	補 正 額	計	節	
				区 分	金 額
6 新型コロナ ウイルス感 染症対応地 方創生臨時 交付金	千円 0	千円 412,750	千円 412,750	1 新型コロナウィルス感染 症対応地方創生臨時交付 金	千円 412,750

説	明
1 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金 (新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金制度要綱)	千円 (企 画 政 策 課) 412,750

3 歳 出

款 3 民 生 費

項 1 社会福祉費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		
				特 定 財 源		
				国都支出金	地 方 債	そ の 他
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
12 価格高騰重点支援 給付金給付費	0	420,072	420,072	412,750		
				412,750		

一般財源	節		説 明
	区 分	金 額	
千円		千円	千円
7,322			
7,322	10 需用費 1 消耗品費	79 79	1 価格高騰重点支援給付金給付に要する経費 () 420,072
	11 役務費 1 郵便料 2 電話料 5 手数料	4,068 3,877 138 53	(1) 情報システム課関係経費 5,412 12 委託料 (3,135) 基幹系システム修正委託料（価格高騰重点支援給付金対応分） 3,135 13 使用料及び賃借料 (2,277) 基幹系システム増設機器等借上料（価格高騰重点支援給付金対応分） 2,277
	12 委託料	32,648	(2) 地域福祉課関係経費 414,660
	13 使用料及び賃借料	2,277	10 需用費 (79) 消耗品費 79 11 役務費 (4,068) 郵便料 3,877 電話料 138 電話設置手数料 53 12 委託料 (29,513) 価格高騰重点支援給付金給付事務委託料 27,642 価格高騰重点支援給付金確認書等作成等委託料 1,871 18 負担金補助及び交付金 (381,000) 電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金 381,000
	18 負担金補助及び交付金	381,000	

款 13 予 備 費

項 1 予 備 費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		
				特 定 財 源		
				国都支出金	地 方 債	そ の 他
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1 予 備 費	107,925	△ 7,322	100,603			

一般財源	節		説 明
	区 分	金 額	
千円 △ 7,322		千円	千円

議案第 38 号資料 2

電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金事業概要

1 目的

令和 5 年 3 月 22 日に政府で開催された「物価・賃金・生活総合対策本部」の方針を踏まえ、コロナ禍における原油価格・電力・ガス・食料品等の価格高騰による負担増により、特に家計への影響が大きい方々が、速やかに支援を受けられるよう、住民税非課税世帯等に対して、1 世帯当たり 3 万円を給付する。

2 支給対象

以下のいずれかに該当する世帯

- (1) 住民税非課税世帯（令和 5 年 6 月 1 日において世帯全員の令和 5 年度分の住民税均等割が非課税である世帯（住民税が課税されている者の扶養親族等のみからなる世帯を除く。）をいう。） 12,700 世帯
- (2) 住民税均等割のみ課税世帯（令和 5 年 6 月 1 日において世帯全員の令和 5 年度分の住民税均等割のみが課税されている世帯（住民税が課税されている者の扶養親族等のみからなる世帯を除く。）をいう。） 1,150 世帯
- (3) 家計急変世帯（予期せず令和 5 年 1 月から同年 9 月までの家計が急変し、住民税非課税世帯又は住民税均等割のみ課税世帯と同様の事情にあると認められる世帯をいう。） 150 世帯

3 給付額

1 世帯当たり 3 万円

4 申請手続

- (1) 住民税非課税世帯（令和 5 年 1 月 1 日以前から小金井市に住んでいる場合）

対象世帯の抽出及び確認書等の送付（小金井市）

↓

確認書の受領及び返送（対象世帯）

↓

確認書の受付、支給要件の確認、支給決定及び振込（小金井市）

- (2) 住民税非課税世帯（令和５年１月２日以降に転入した方がいる場合）
対象世帯の抽出、転入前市町村の課税状況の確認及び申請書等の送付
（小金井市）

↓

申請書の受領及び提出（対象世帯）

↓

申請書の受付、支給要件の確認、支給決定及び振込（小金井市）

- (3) 住民税均等割のみ課税世帯及び家計急変世帯
市ホームページ、ツイッター、市報等で周知（小金井市）

↓

申請書の提出（対象世帯）

↓

申請書の受付、支給要件の確認、支給決定及び振込（小金井市）

5 スケジュール（案）

- (1) 住民税非課税世帯

令和５年６月下旬 システム改修

７月上旬 対象世帯の抽出及び確認書等の準備

中旬 確認書等の送付、受付、支給要件の確認

８月上旬 振込（以降順次支給）

- (2) 住民税均等割のみ課税世帯及び家計急変世帯

令和５年７月上旬 周知

７月下旬 申請書の受付、支給要件の確認

８月下旬 振込（以降順次支給）

6 補正額

- (1) 歳入

ア 補正予算（第２回）

(ア) 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金

412,750千円

イ 補正予算（第３回）

(ア) 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金

28,000千円

(2) 歳出

ア 補正予算（第2回）

(ア) 電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金

381,000千円

(イ) その他（基幹系システム修正委託料、基幹系システム増設機器等
借上料、消耗品費、郵便料、電話料、電話設置手数料、価格高騰重
点支援給付金給付事務委託料、価格高騰重点支援給付金確認書等作
成等委託料）

39,072千円

イ 補正予算（第3回）

(ア) 電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金

39,000千円

(イ) その他（郵便料）

396千円

議案第 39 号

令和 5 年 度

小 金 井 市

一 般 会 計 補 正 予 算

(第 3 回)

令和5年度小金井市一般会計補正予算（第3回）

令和5年度小金井市の一般会計の補正予算（第3回）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ346,010千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ49,506,523千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第2条 債務負担行為の追加は、「第2表債務負担行為補正」による。

令和5年5月31日提出

東京都小金井市長 白 井 亨

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
15 国 庫 支 出 金		千円 10,379,090	千円 216,340	千円 10,595,430
	2 国 庫 補 助 金	2,646,084	216,340	2,862,424
16 都 支 出 金		7,640,700	57,220	7,697,920
	2 都 補 助 金	4,460,177	50,724	4,510,901
	3 委 託 金	558,651	6,496	565,147
19 繰 入 金		2,126,522	70,000	2,196,522
	1 基 金 繰 入 金	2,125,279	70,000	2,195,279
21 諸 収 入		264,019	2,450	266,469
	4 雑 入	218,486	2,450	220,936
歳 入 合 計		49,160,513	346,010	49,506,523

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 総 務 費		千円 4,519,645	千円 4,241	千円 4,523,886
	1 総 務 管 理 費	3,612,296	4,241	3,616,537
3 民 生 費		26,042,243	246,452	26,288,695
	1 社 会 福 祉 費	8,675,571	164,622	8,840,193
	2 児 童 福 祉 費	13,527,836	77,650	13,605,486
	3 生 活 保 護 費	3,806,930	4,180	3,811,110
4 衛 生 費		6,121,744	13,282	6,135,026
	1 保 健 衛 生 費	2,599,230	13,282	2,612,512
6 農 林 水 産 業 費		49,582	500	50,082
	1 農 業 費	49,582	500	50,082
8 土 木 費		4,008,289	3,710	4,011,999
	2 道 路 橋 り ょ う 費	1,047,547	3,710	1,051,257
9 消 防 費		1,589,651	1,900	1,591,551
	1 消 防 費	1,589,651	1,900	1,591,551
10 教 育 費		3,987,843	72,787	4,060,630
	1 教 育 総 務 費	696,047	13,498	709,545
	2 小 学 校 費	1,467,083	39,229	1,506,312
	3 中 学 校 費	725,734	17,979	743,713
	4 社 会 教 育 費	757,779	2,081	759,860
13 予 備 費		100,603	3,138	103,741
	1 予 備 費	100,603	3,138	103,741
歳 出 合 計		49,160,513	346,010	49,506,523

第 2 表 債務負担行為補正

追加

事 項	期 間	限 度 額
緑センター運営委託料	令和 5 年度 ～令和 6 年度	58,429 千円

議案第 39 号資料 1

令和 5 年 度

小 金 井 市

一 般 会 計

補 正 予 算 事 項 別 明 細 書

(第 3 回)

1 総括 歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
15 国庫支出金		千円 10,379,090	千円 216,340	千円 10,595,430
	2 国庫補助金	2,646,084	216,340	2,862,424
16 都支出金		7,640,700	57,220	7,697,920
	2 都補助金	4,460,177	50,724	4,510,901
	3 委託金	558,651	6,496	565,147
19 繰入金		2,126,522	70,000	2,196,522
	1 基金繰入金	2,125,279	70,000	2,195,279
21 諸収入		264,019	2,450	266,469
	4 雑入	218,486	2,450	220,936
歳入合計		49,160,513	346,010	49,506,523

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総 務 費		千円 4,519,645	千円 4,241	千円 4,523,886
	1 総 務 管 理 費	3,612,296	4,241	3,616,537
3 民 生 費		26,042,243	246,452	26,288,695
	1 社 会 福 祉 費	8,675,571	164,622	8,840,193
	2 児 童 福 祉 費	13,527,836	77,650	13,605,486
	3 生 活 保 護 費	3,806,930	4,180	3,811,110
4 衛 生 費		6,121,744	13,282	6,135,026
	1 保 健 衛 生 費	2,599,230	13,282	2,612,512
6 農 林 水 産 業 費		49,582	500	50,082
	1 農 業 費	49,582	500	50,082
8 土 木 費		4,008,289	3,710	4,011,999
	1 土 木 管 理 費	281,022	0	281,022
	2 道 路 橋 り ょ う 費	1,047,547	3,710	1,051,257
9 消 防 費		1,589,651	1,900	1,591,551
	1 消 防 費	1,589,651	1,900	1,591,551
10 教 育 費		3,987,843	72,787	4,060,630
	1 教 育 総 務 費	696,047	13,498	709,545
	2 小 学 校 費	1,467,083	39,229	1,506,312
	3 中 学 校 費	725,734	17,979	743,713
	4 社 会 教 育 費	757,779	2,081	759,860
13 予 備 費		100,603	3,138	103,741
	1 予 備 費	100,603	3,138	103,741
歳 出 合 計		49,160,513	346,010	49,506,523

補 正 額 の 財 源 内 訳			
特 定 財 源			一 般 財 源
国 都 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
千円	千円	千円	千円
2,090		550	1,601
2,090		550	1,601
190,121			56,331
127,031			37,591
61,000			16,650
2,090			2,090
7,244			6,038
7,244			6,038
			500
			500
3,908			△198
198			△198
3,710			
		1,900	
		1,900	
70,197			2,590
28,169			△14,671
28,582			10,647
13,446			4,533
			2,081
			3,138
			3,138
273,560		2,450	70,000

2 歳 入

款 15 国庫支出金

項 2 国庫補助金

目	補正前の額	補 正 額	計	節	
				区 分	金 額
2 民生費国庫補助金	千円 476,186	千円 2,090	千円 478,276	1 社会福祉費補助金	千円 2,090
3 衛生費国庫補助金	1,073,016	1,045	1,074,061	1 保健衛生費補助金	1,045
5 教育費国庫補助金	16,360	4,028	20,388	1 小学校費補助金	2,582
				2 中学校費補助金	1,446
6 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金	412,750	209,177	621,927	1 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金	209,177

款 16 都支出金

項 2 都補助金

目	補正前の額	補 正 額	計	節	
				区 分	金 額
2 民生費都補助金	千円 2,577,296	千円 9,090	千円 2,586,386	2 児童福祉費補助金	千円 9,090
3 衛生費都補助金	158,471	16,053	174,524	1 保健衛生費補助金	16,053
7 教育費都補助金	102,656	25,581	128,237	1 教育費補助金	25,581

説	明	
		千円
3 生活困窮者就労準備支援事業費等補助金 (生活困窮者就労準備支援事業費等補助金交付要綱) 補助率 1/2	(地 域 福 祉 課)	2,090
4 新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費補助金 (新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費国庫補助金交付要綱) 補助率 10/10	(健 康 課)	1,045
4 学校保健特別対策事業費補助金 (学校保健特別対策事業費補助金交付要綱) 補助率 1/2	(学 務 課)	2,582
3 学校保健特別対策事業費補助金 (学校保健特別対策事業費補助金交付要綱) 補助率 1/2	(学 務 課)	1,446
1 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金 (新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金制度要綱)	(企 画 政 策 課)	209,177

説	明	
		千円
18 保育所等利用多子世帯負担軽減事業費補助金 (保育所等利用多子世帯負担軽減事業費補助金交付要綱) 補助率 10/10	(保 育 課)	2,090
24 私立幼稚園等安全対策支援事業費補助金 (私立幼稚園等送迎バス等安全対策支援事業費補助金交付要綱) 補助率 10/10	(保 育 課)	7,000
6 带状疱疹ワクチン任意接種補助事業補助金 (带状疱疹ワクチン任意接種補助事業補助金交付要綱) 補助率 10/10、1/2	(健 康 課)	6,199
7 区市町村との共同による感染拡大防止対策推進事業補助金 (区市町村との共同による感染拡大防止対策推進事業補助金交付要綱) 補助率 10/10	(健 康 課)	9,854
10 校内別室指導支援員配置事業補助金 (校内別室指導支援員配置事業補助金交付要綱) 補助率 10/10	(指 導 室)	8,599

款 16 都支出金

項 2 都補助金

目	補正前の額	補 正 額	計	節	
				区 分	金 額
7 教育費都補助金	千円	千円	千円		千円

款 16 都支出金

項 3 委託金

目	補正前の額	補 正 額	計	節	
				区 分	金 額
4 土木費委託金	千円 261,731	千円 3,908	千円 265,639	2 道路橋りょう費委託金	千円 3,908
5 教育費委託金	10,125	2,588	12,713	1 教育費委託金	2,588

款 19 繰入金

項 1 基金繰入金

目	補正前の額	補 正 額	計	節	
				区 分	金 額
1 財政調整基金繰入金	千円 1,450,000	千円 70,000	千円 1,520,000	1 財政調整基金繰入金	千円 70,000

説	明	
		千円
11 東京都公立小・中学校特別支援教育推進補助金 (東京都公立小・中学校特別支援教育推進補助金交付要綱) 補助率 10/10、1/2	(指 導 室)	15,341
12 区市町村立学校会計年度任用職員報酬等交付金 (区市町村立学校会計年度任用職員報酬等交付金交付要綱) 補助率 10/10	(指 導 室)	1,641

説	明	
		千円
3 主要地方道15号線整備事業委託金 (道路法第24条)	(都 市 計 画 課)	3,908
4 小学校教科担任制推進校事業委託金 (小学校教科担任制等推進校事業実施要項)	(指 導 室)	196
5 学校と家庭の連携推進事業委託金 (「学校と家庭の連携推進事業」実施要綱)	(指 導 室)	2,392

説	明	
		千円
1 財政調整基金繰入金	(財 政 課)	70,000

款 21 諸 收 入

項 4 雜 入

目	補正前の額	補 正 額	計	節	
				区 分	金 額
6 雑 入	千円 188,064	千円 2,450	千円 190,514	1 雑 入	千円 2,450

説	明
	千円
50 自治総合センターコミュニティ助成金	(地 域 安 全 課) 1,900
51 芸術・科学財団助成金	(コミュニティ文) 450
52 文化財団芸術活動助成金	(コミュニティ文) 100

3 歳 出

款 2 総 務 費

項 1 総務管理費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		
				特 定 財 源		
				国都支出金	地 方 債	そ の 他
2 文書管理費	千円	千円	千円	千円	千円	千円
	1,232,220	3,691	1,235,911	2,090		
				2,090		
10 市民文化費	357,202	550	357,752			550
						550

一般財源	節		説 明
	区 分	金 額	
千円		千円	千円
1,601			
1,601	12 委託料	3,273	6 基幹系システムに要する経費（情報システム課） 3,691
	13 使用料及び賃借料	418	12 委 託 料 (3,273)
			基幹系システム修正委託料（特定小型原動 機付自転車課税適用対応分） 633
			基幹系システム修正委託料（乳幼児医療費 助成制度等対応分） 550
			基幹系システム修正委託料（保育所等利用 多子世帯負担軽減対応分） 2,090
			13 使用料及び賃借料 (418)
			全国町・字ファイル使用料 418
	13 使用料及び賃借料	550	8 はけの森美術館事業に要する 経費 (コミュニティ文) 550
			13 使用料及び賃借料 (550)
			展示作品使用料 550

款 3 民 生 費

項 1 社会福祉費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		
				特 定 財 源		
				国都支出金	地 方 債	そ の 他
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
2 障害者福祉費	2,422,929	40,513	2,463,442	31,789		
				31,789		
4 高齢者福祉費	487,639	84,713	572,352	67,242		
				67,242		
12 価格高騰重点支援 給付金給付費	420,072	39,396	459,468	28,000		
				28,000		

一般財源	節		説 明
	区 分	金 額	
千円		千円	千円
8,724			
8,724	10 需用費 1 消耗品費	39 39	31 新型コロナウイルス感染症対 策に要する経費 (自立生活支援課) 40,513
	11 役務費 1 郵便料	29 29	10 需 用 費 (39) 消 耗 品 費 39 11 役 務 費 (29) 郵 便 料 29
	18 負担金補助及び交 付金	40,445	18 負担金補助及び交付金 (40,445) P C R 検査費等補助金 2,860 障害福祉事業所等物価高騰対策事業継続支 援金 37,585
17,471			
17,471	10 需用費 1 消耗品費	39 39	42 新型コロナウイルス感染症対 策に要する経費 (介 護 福 祉 課) 84,713
	11 役務費 1 郵便料	46 46	10 需 用 費 (39) 消 耗 品 費 39 11 役 務 費 (46) 郵 便 料 46
	18 負担金補助及び交 付金	84,628	18 負担金補助及び交付金 (84,628) P C R 検査費等補助金 7,040 介護事業所物価高騰対策事業継続支援金 77,588
11,396			
11,396	11 役務費 1 郵便料	396 396	1 価格高騰重点支援給付金給付 に要する経費 () 39,396
	18 負担金補助及び交 付金	39,000	(2) 地域福祉課関係経費 39,396 11 役 務 費 (396) 郵 便 料 396 18 負担金補助及び交付金 (39,000) 電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給 付金 39,000

款 3 民 生 費

項 2 兒童福祉費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		
				特定財源		
				国都支出金	地方債	その他
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1 児童福祉総務費	7,071,111	77,650	7,148,761	61,000 7,000		
				54,000		

一般財源	節		説 明
	区 分	金 額	
千円		千円	千円
16,650			
	18 負担金補助及び交付金	77,650	22 私立幼稚園補助金に要する経費 (保 育 課) 7,000 18 負担金補助及び交付金 (7,000) 私立幼稚園等補助金 7,000 35 新型コロナウイルス感染症対策等に要する経費 () 70,650 (1) 保育課関係経費 70,650 18 負担金補助及び交付金 (70,650) 保育施設運営事業者事業継続支援金 70,650
16,650			

款 3 民 生 費

項 3 生活保護費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		
				特 定 財 源		
				国都支出金	地 方 債	そ の 他
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1 生活保護総務費	192,982	4,180	197,162	2,090		
				2,090		

一般財源	節		説 明
	区 分	金 額	
千円		千円	千円
2,090			
2,090	12 委託料	4,180	2 生活保護事務に要する経費 (地 域 福 祉 課) 4,180
			12 委 託 料 (4,180)
			生活保護システム修正委託料 (基準額見直し等対応分) 4,180

款 4 衛 生 費

項 1 保健衛生費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		
				特 定 財 源		
				国都支出金	地 方 債	そ の 他
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
3 予防接種費	1,465,585	13,282	1,478,867	7,244 1,045		
				6,199		

一般財源	節		説	明
	区	分	金	額
千円			千円	千円
6,038				
	10 需用費	161	17 新型コロナウイルスワクチン	
	1 消耗品費	16	接種に要する経費	() 1,045
	5 印刷製本費	145	(1) 情報システム課関係経費	1,045
	12 委託料	13,121	12 委託料	() 1,045
			基幹系システム修正委託料（新型コロナウ	
			イルスワクチン接種対応分）	1,045
6,038			19 带状疱疹予防接種に要する経	
			費	(健康課) 12,237
			10 需用費	(161)
			消耗品費	16
			印刷製本費	145
			12 委託料	(12,076)
			带状疱疹個別接種委託料	12,076

款 6 農林水産業費

項 1 農 業 費

[illegible]

一般財源	節		説 明
	区 分	金 額	
千円		千円	千円
500			
500	18 負担金補助及び交付金	500	1 農業振興対策に要する経費 (経 済 課) 500
			18 負担金補助及び交付金 (500)
			認定認証農業者支援事業補助金 500

款 8 土 木 費

項 1 土木管理費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		
				特 定 財 源		
				国都支出金	地 方 債	そ の 他
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1 土木総務費	281,022	0	281,022	198		

一般財源	節		説明
	区 分	金 額	
千円		千円	千円
△ 198			

款 8 土 木 費

項 2 道路橋りょう費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		
				特 定 財 源		
				国都支出金	地 方 債	そ の 他
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
3 道路新設改良費	605,235	3,710	608,945	3,710		
				3,710		

一般財源	節		説 明
	区 分	金 額	
千円		千円	千円
	10 需用費 1 消耗品費	39 39	3 主要地方道 1 5 号線整備に要 する経費 () 3,710
	11 役務費 1 郵便料 5 手数料	1,770 1 1,769	(1) 都市計画課関係経費 3,710 10 需 用 費 (39) 消 耗 品 費 39 11 役 務 費 (1,770) 郵 便 料 1 主要地方道 1 5 号線土地鑑定評価手数料 1,769
	12 委託料	816	12 委 託 料 (816) 主要地方道 1 5 号線測量委託料 816
	16 公有財産購入費	998	16 公有財産購入費 (998) 主要地方道 1 5 号線用地取得費 998
	21 補償補填及び賠償 金	87	21 補償補填及び賠償金 (87) 主要地方道 1 5 号線用地取得費に伴う物件 補償費 87

款 9 消 防 費

項 1 消 防 費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		
				特 定 財 源		
				国都支出金	地 方 債	そ の 他
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
3 災害対策費	54,952	1,900	56,852			1,900
						1,900

一般財源	節		説	明
	区 分	金 額		
千円		千円		千円
	18 負担金補助及び交付金	1,900	1 災害対策に要する経費 (地 域 安 全 課)	1,900
			18 負担金補助及び交付金 (	1,900)
			自主防災組織育成コミュニティ助成事業補	
			助金	1,900

款 10 教 育 費

項 1 教育総務費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		
				特 定 財 源		
				国都支出金	地 方 債	そ の 他
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
2 事 務 局 費	389,128	0	389,128	273		
3 教育指導費	292,067	13,498	305,565	27,896		
				2,392		
				8,795		
				1,368		
				15,341		

一般財源	節		説	明
	区	分	金	額
千円			千円	千円
△ 273				
△ 14,398				
12	1 報酬	2,058	2 教育相談に要する経費	(指 導 室) 2,404
	3 職員手当等	241	7 報 償 費	(2,393)
	7 報償費	10,973	学校と家庭の連携推進支援員等謝礼	2,393
	11 役務費	30	11 役 務 費	(11)
	3 保険料	30	傷害保険料	11
	17 備品購入費	196	16 小金井市学習等支援制度に要する経費	(指 導 室) 8,795
			7 報 償 費	(8,580)
			校内別室指導支援員謝礼	8,580
			11 役 務 費	(19)
			傷害保険料	19
			17 備品購入費	(196)
			維持管理機器類	32
			工作機器類	164
			17 その他教育指導等に要する経費	(指 導 室) 1,368
			1 報 酬	(1,219)
			大規模校事務補助業務会計年度任用職員報酬	1,219
			3 職員手当等	(149)
△ 14,410			20 特別支援教育に要する経費	(指 導 室) 931
			1 報 酬	(839)
			特別支援教育事務支援業務会計年度任用職員報酬	839
			3 職員手当等	(92)

款 10 教 育 費

項 2 小 学 校 費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		
				特 定 財 源		
				国都支出金	地 方 債	そ の 他
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1 学校管理費	601,005	1,710	602,715	855		
				855		
3 学校保健給食費	309,036	37,519	346,555	27,727		
				1,727		
				26,000		

一般財源	節		説 明
	区 分	金 額	
千円		千円	千円
855			
855	10 需用費 1 消耗品費	799 799	2 学校運営に要する経費 () 1,710
	11 役務費 1 郵便料	274 274	(2) 学務課関係経費 1,710
	17 備品購入費	637	10 需用費 (799) 消耗品費 799 11 役務費 (274) 郵便料 274 17 備品購入費 (637) 学校管理備品 637
9,792			
1,729	10 需用費 1 消耗品費 14 医薬材料費	3,456 2,969 487	1 学校保健衛生に要する経費 (学 務 課) 3,456
8,063	18 負担金補助及び交付金	34,063	10 需用費 (3,456) 消耗品費 2,969 医薬材料費 487 3 学校給食に要する経費 (学 務 課) 34,063 18 負担金補助及び交付金 (34,063) 学校給食費補助金 34,063

款 10 教 育 費

項 3 中 学 校 費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		
				特 定 財 源		
				国都支出金	地 方 債	そ の 他
1 学校管理費	千円	千円	千円	千円	千円	千円
	284,920	1,539	286,459	769		
				769		
3 学校保健給食費	199,541	16,440	215,981	12,677		
				677		
				12,000		

一般財源	節		説 明
	区 分	金 額	
千円		千円	千円
770			
770	10 需用費 1 消耗品費	698 698	2 学校運営に要する経費 () 1,539
	11 役務費 1 郵便料	108 108	(2) 学務課関係経費 1,539
	17 備品購入費	733	10 需用費 (698)
			消耗品費 698
			11 役務費 (108)
			郵便料 108
			17 備品購入費 (733)
			学校管理備品 733
3,763			
678	10 需用費 1 消耗品費 14 医薬材料費	1,355 560 795	1 学校保健衛生に要する経費 (学 務 課) 1,355
	18 負担金補助及び交付金	15,085	10 需用費 (1,355)
			消耗品費 560
			医薬材料費 795
3,085			3 学校給食に要する経費 (学 務 課) 15,085
			18 負担金補助及び交付金 (15,085)
			学校給食費補助金 15,085

款 10 教 育 費

項 4 社会教育費

[illegible]

一般財源	節		説 明
	区 分	金 額	
千円		千円	千円
2,081			
2,081	12 委託料	2,081	9 その他公民館事業に要する経費 (公 民 館) 2,081 12 委 託 料 (2,081) 緑センター運営形態調整委託料 2,081

款 13 予 備 費

項 1 予 備 費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		
				特 定 財 源		
				国都支出金	地 方 債	そ の 他
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1 予 備 費	100,603	3,138	103,741			

一般財源	節		説明
	区 分	金 額	
千円 3,138		千円	千円

給与費明細書

一 般 職

(1) 総 括

(単位：千円)

区 分	職員数 (人)	給 与 費				共 済 費	合 計	備 考
		報 酬	給 料	職員手当	計			
補正後	(6) 1,364	1,042,918	2,272,596	2,011,098	5,326,612	1,025,896	6,352,508	
補正前	(6) 1,362	1,040,860	2,272,596	2,010,857	5,324,313	1,025,896	6,350,209	
比 較	() 2	2,058		241	2,299		2,299	

() 内は、再任用短時間勤務職員であり、外書きである。

(単位：千円)

職員 手当 の内 訳	区 分	地域手当	扶養手当	特別調整額	通勤手当	特殊勤務手当	時間外勤務手当
	補正後	357,702	50,184	62,331	51,800		237,818
	補正前	357,702	50,184	62,331	51,800		237,818
	比 較						
	区 分	夜間勤務手当	住居手当	退職手当	期末手当	勤勉手当	合 計
	補正後		15,120	32,341	694,549	509,253	2,011,098
	補正前		15,120	32,341	694,308	509,253	2,010,857
	比 較				241		241

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

(単位：千円)

区 分	増 減 額	増減額の増減事由別内訳		説 明
給 料		その他の増減分	1 給与改定分 2 異動等分 3 再任用給与改定分	
職 員 手 当	241	その他の増減分	1 期末・勤勉手当 (1) 給与改定分 (2) 異動等分 2 その他 (1) 給与改定分 (2) その他 (3) 再任用給与改定分	241 241 会計年度任用職員分

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額
又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書補正

追加

(単位:千円)

事 項	限 度 額	令和4年度末までの 支出(見込)額		令和5年度以降の 支出予定額		左の財源内訳			
		期 間	金 額	期 間	金 額	特定財源		その他	一般財源
						国都支出金	地方債		
緑セクター運営委託料	58,429			令和5年度 ～令和6年度	58,429				58,429

令和5年度 基金現在高調ベ

NO	基金名	区分	令和4年度末現在高(A)	令和5年度予算(B)	予算補正状況		令和5年度末現在高見込額(F)=(A)+(D)-(E)
					第1回補正額(C)	第2回補正額(D)	
1	財政調整基金	元金 利子 計	6,694,277	147 147		当 初 147 3補正 計147	1,450,000 70,000 1,520,000 5,174,424
2	職員退職手当基金	元金 利子 計	9,418	1 1		当 初 1 1補正 計1	9,419
3	庁舎建設基金	元金 利子 計	2,840,121	60 60		当 初 60 60補正 計60	2,840,181
4	公共施設マネジメント基金	元金 利子 計	300,000	2 2		当 初 2 2補正 計2	258,502
5	地域福祉基金	元金 利子 計	958,537	20 20		当 初 20 20補正 計20	957,157
6	新型コロナウイルス感染症対策基金	元金 利子 計	360,819	2 2		当 初 2 2補正 計2	284,721
7	環境基金	元金 利子 計	1,156,508	200,000 28 200,028		当 初 200,000 28 200,028補正 計28	851,536
8	都市再開発整備基金	元金 利子 計	3,029	1 1		当 初 1 1補正 計1	3,030
9	みどり公園基金	元金 利子 計	105,875	3 3		当 初 3 3補正 計3	105,878
10	市営住宅整備基金	元金 利子 計	38,791	3,096 1 3,097		当 初 3,096 1 3,097補正 計1	20,609
11	教育施設整備基金	元金 利子 計	153,281	8,811 4 8,815		当 初 8,811 4 8,815補正 計4	132,096
12	土地開発基金	元金 利子 計	65	1 1		当 初 1 1補正 計1	66
合	計	元金 利子 計	12,620,721	211,907 270 212,177	0 0 0	211,907 270 212,177	10,637,619

議案第 39 号資料 3

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金充当事業一覧

(単位：千円)

課 名	款	項	目	事業	説 明	予算額	充当額
自立生活支援課	3	1	2	31	消耗品費（新型コロナウイルス感染症対策に要する経費）	3	0
自立生活支援課	3	1	2	31	郵便料（新型コロナウイルス感染症対策に要する経費）	14	0
自立生活支援課	3	1	2	31	障害福祉事業所等物価高騰対策事業継続支援金	37,585	29,000
介護福祉課	3	1	4	42	消耗品費（新型コロナウイルス感染症対策に要する経費）	36	0
介護福祉課	3	1	4	42	郵便料（新型コロナウイルス感染症対策に要する経費）	23	0
介護福祉課	3	1	4	42	介護事業所物価高騰対策事業継続支援金	77,588	60,177
地域福祉課	3	1	12	1 2	郵便料（価格高騰重点支援給付金給付に要する経費）	396	0
地域福祉課	3	1	12	1 2	電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金	39,000	28,000
保育課	3	2	1	35 1	保育施設運営事業者事業継続支援金	70,650	54,000
学務課	10	2	3	3	学校給食費補助金	34,063	26,000
学務課	10	3	3	3	学校給食費補助金	15,085	12,000
合 計						274,443	209,177

新型コロナウイルス感染症及び原油価格・物価高騰対策関連経費一覧

(単位：千円)

課 名	款	項	目	事業	説 明	予算額	財源内訳			
							国庫支出金	都支出金	その他	一般財源等
自立生活支援課	3	1	2	31	消耗品費（新型コロナウイルス感染症対策に要する経費）	39	0	35	0	4
自立生活支援課	3	1	2	31	郵便料（新型コロナウイルス感染症対策に要する経費）	29	0	14	0	15
自立生活支援課	3	1	2	31	P C R検査費等補助金	2,860	0	2,740	0	120
自立生活支援課	3	1	2	31	障害福祉事業所等物価高騰対策事業継続支援金	37,585	29,000	0	0	8,585
介護福祉課	3	1	4	42	消耗品費（新型コロナウイルス感染症対策に要する経費）	39	0	3	0	36
介護福祉課	3	1	4	42	郵便料（新型コロナウイルス感染症対策に要する経費）	46	0	22	0	24
介護福祉課	3	1	4	42	P C R検査費等補助金	7,040	0	7,040	0	0
介護福祉課	3	1	4	42	介護事業所物価高騰対策事業継続支援金	77,588	60,177	0	0	17,411
地域福祉課	3	1	12	1 2	郵便料（価格高騰重点支援給付金給付に要する経費）	396	0	0	0	396
地域福祉課	3	1	12	1 2	電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金	39,000	28,000	0	0	11,000
保育課	3	2	1	35 1	保育施設運営事業者事業継続支援金	70,650	54,000	0	0	16,650
情報システム課	4	1	3	17 1	基幹系システム修正委託料（新型コロナウイルスワクチン接種対応分）	1,045	1,045	0	0	0
学務課	10	2	1	2 2	消耗品費（学校運営に要する経費）	799	400	0	0	399
学務課	10	2	1	2 2	郵便料（学校運営に要する経費）	274	137	0	0	137
学務課	10	2	1	2 2	学校管理備品	637	318	0	0	319
学務課	10	2	3	1	消耗品費（学校保健衛生に要する経費）	2,969	1,484	0	0	1,485
学務課	10	2	3	1	医薬材料費（学校保健衛生に要する経費）	487	243	0	0	244
学務課	10	2	3	3	学校給食費補助金	34,063	26,000	0	0	8,063
学務課	10	3	1	2 2	消耗品費（学校運営に要する経費）	698	348	0	0	350
学務課	10	3	1	2 2	郵便料（学校運営に要する経費）	108	54	0	0	54
学務課	10	3	1	2 2	学校管理備品	733	367	0	0	366
学務課	10	3	3	1	消耗品費（学校保健衛生に要する経費）	560	280	0	0	280
学務課	10	3	3	1	医薬材料費（学校保健衛生に要する経費）	795	397	0	0	398
学務課	10	3	3	3	学校給食費補助金	15,085	12,000	0	0	3,085
合 計						293,525	214,250	9,854	0	69,421

※ 一般財源等には、基金繰入金を含んでいる。

PCR 検査費等補助金事業概要

1 目的

市内に所在する感染者の重症化リスクの高い障害福祉事業所等及び介護事業所で、積極的に PCR 検査等を行うことで、感染者の発生を把握し、早期の措置を講じることにより、新型コロナウイルス感染症の拡大防止を図ることを目的とする。

2 検査対象者

- (1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）に基づく指定障害福祉サービス事業所等の職員及び利用者
- (2) 介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）に基づく指定居宅介護サービス事業所等の職員及び利用者

3 補助内容

当該事業所の職員及びその利用者に対し、新型コロナウイルス感染症の拡大防止を目的として受検した PCR 検査又は抗原検査（行政検査を除く。）の費用について、その自己負担額の全部又は一部を補助（PCR 検査 1 回当たり 20,000 円、抗原検査 1 回当たり 7,500 円を上限）

4 予算額

(1) 歳入

ア 区市町村との共同による感染拡大防止対策推進事業補助金

9,854 千円

(2) 歳出

ア PCR 検査費等補助金

(ア) 障害福祉事業所等分

2,860 千円

(イ) 介護事業所分

7,040 千円

イ その他

(ア) 障害福祉事業所等分（消耗品・郵便料）

51 千円

(イ) 介護事業所分（消耗品・郵便料）

26 千円

5 補助対象期間

令和5年4月1日から同年6月30日まで（予定）

6 申請方法等

当該事業所の職員及び利用者がPCR検査等を受けたこと及びその費用が分かるものを提出することにより、法人単位で申請を受け付ける。

障害福祉事業所等・介護事業所物価高騰対策事業継続支援金事業概要

1 目的

コロナ禍における原油価格・物価高騰による影響を受けている市内の障害福祉事業所等及び介護事業所について、経費増大による経営悪化を防ぐとともに、利用者負担を増やすことなくサービスの提供が行えるよう支援を行い、安定的なサービス提供の確保を図る。

2 補助対象者

- (1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）又は児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）に基づく指定障害福祉サービス事業所等
- (2) 介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）に基づく指定居宅介護サービス事業所等

3 補助内容

食材費、電気料金、ガス料金及びガソリン料金

※ 障がい・介護区分、サービス種別によって補助対象となる経費は異なる。

4 補助額

(1) 障害福祉事業所等

ア 入所系サービス事業所

入所者 1 人当たり、 $140 \text{ 円} \times 30 \text{ 日} \times 12 \text{ か月} = 50,400 \text{ 円}$ を支給

イ 通所系サービス事業所

利用者 1 人当たり、 $109 \text{ 円} \times 25 \text{ 日} \times 12 \text{ か月} = 32,700 \text{ 円}$ を支給

ウ 訪問系サービス事業所

1 サービス事業所当たり、 $52,300 \text{ 円}$ を支給

(2) 介護事業所

ア 入所系サービス事業所

入所者 1 人当たり、 $141 \text{ 円} \times 30 \text{ 日} \times 12 \text{ か月} = 50,760 \text{ 円}$ を支給

イ 通所系サービス事業所

利用者1人当たり、87円×25日×12か月＝26,100円を支給

ウ 訪問系サービス事業所

1サービス事業所当たり、74,000円を支給

5 予算額

(1) 歳入

ア 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金 89,177千円

(2) 歳出

ア 物価高騰対策事業継続支援金

(ア) 障害福祉事業所等分

(@50,400円×293人+@32,700円×645人
+@52,300円×33事業所) 37,585千円

(イ) 介護事業所分

(@50,760円×1,041人+@26,100円×727人
+@74,000円×78事業所) 77,588千円

イ その他

(ア) 障害福祉事業所等分（消耗品費、郵便料） 17千円

(イ) 介護事業所分（消耗品費、郵便料） 59千円

6 申請開始 令和5年7月

7 申請方法 原則郵送とし、指定口座へ振込

電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金事業概要

1 目的

令和 5 年 3 月 22 日に政府で開催された「物価・賃金・生活総合対策本部」の方針を踏まえ、コロナ禍における原油価格・電力・ガス・食料品等の価格高騰による負担増により、特に家計への影響が大きい方々が、速やかに支援を受けられるよう、住民税非課税世帯等に対して、1 世帯当たり 3 万円を給付する。

2 支給対象

以下のいずれかに該当する世帯

- (1) 住民税非課税世帯（令和 5 年 6 月 1 日において世帯全員の令和 5 年度分の住民税均等割が非課税である世帯（住民税が課税されている者の扶養親族等のみからなる世帯を除く。）をいう。） 12,700 世帯
- (2) 住民税均等割のみ課税世帯（令和 5 年 6 月 1 日において世帯全員の令和 5 年度分の住民税均等割のみが課税されている世帯（住民税が課税されている者の扶養親族等のみからなる世帯を除く。）をいう。） 1,150 世帯
- (3) 家計急変世帯（予期せず令和 5 年 1 月から同年 9 月までの家計が急変し、住民税非課税世帯又は住民税均等割のみ課税世帯と同様の事情にあると認められる世帯をいう。） 150 世帯

3 給付額

1 世帯当たり 3 万円

4 申請手続

- (1) 住民税非課税世帯（令和 5 年 1 月 1 日以前から小金井市に住んでいる場合）

対象世帯の抽出及び確認書等の送付（小金井市）

↓

確認書の受領及び返送（対象世帯）

↓

確認書の受付、支給要件の確認、支給決定及び振込（小金井市）

- (2) 住民税非課税世帯（令和５年１月２日以降に転入した方がいる場合）
対象世帯の抽出、転入前市町村の課税状況の確認及び申請書等の送付
（小金井市）

↓

申請書の受領及び提出（対象世帯）

↓

申請書の受付、支給要件の確認、支給決定及び振込（小金井市）

- (3) 住民税均等割のみ課税世帯及び家計急変世帯
市ホームページ、ツイッター、市報等で周知（小金井市）

↓

申請書の提出（対象世帯）

↓

申請書の受付、支給要件の確認、支給決定及び振込（小金井市）

5 スケジュール（案）

- (1) 住民税非課税世帯

令和５年６月下旬 システム改修

７月上旬 対象世帯の抽出及び確認書等の準備

中旬 確認書等の送付、受付、支給要件の確認

８月上旬 振込（以降順次支給）

- (2) 住民税均等割のみ課税世帯及び家計急変世帯

令和５年７月上旬 周知

７月下旬 申請書の受付、支給要件の確認

８月下旬 振込（以降順次支給）

6 補正額

- (1) 歳入

ア 補正予算（第２回）

(ア) 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金

412,750千円

イ 補正予算（第３回）

(ア) 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金

28,000千円

(2) 歳出

ア 補正予算（第2回）

(ア) 電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金

381,000千円

- (イ) その他（基幹系システム修正委託料、基幹系システム増設機器等
借上料、消耗品費、郵便料、電話料、電話設置手数料、価格高騰重
点支援給付金給付事務委託料、価格高騰重点支援給付金確認書等作
成等委託料）

39,072千円

イ 補正予算（第3回）

(ア) 電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金

39,000千円

- (イ) その他（郵便料）

396千円

保育施設運営事業者事業継続支援金事業概要

1 目的

長期化している新型コロナウイルス感染症の影響下において、昨今の原油価格・物価高騰に直面する保育事業者に対して、負担を軽減するための支援金を交付することにより、事業の継続に向けた支援を行う。

2 補助対象者

国及び地方公共団体以外の者が設置する小金井市内に所在する認可保育所、認定こども園、家庭的保育事業、小規模保育事業、認証保育所、家庭的保育事業（都制度）、認可外保育施設、病児保育事業、一時預かり事業、定期利用保育事業及び幼稚園

3 補助内容

(1) 食材料費（自園調理に係る食材料費に限る。）

480円×年間在籍児童数（令和5年4月から令和6年3月までに在籍する児童の合計人数をいう。以下同じ。）

(2) 光熱費

932円×年間在籍児童数

(3) 燃料費（児童の送迎バスの運行に係るものに限る。）

56,000円×送迎バスの所有台数

4 補助対象期間

令和5年4月から令和6年3月まで

5 予算額

(1) 歳入

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金 54,000千円

(2) 歳出

保育施設運営事業者事業継続支援金 70,650千円

带状疱疹予防接種事業概要

1 目的

任意接種である带状疱疹ワクチンの予防接種を希望する者に対して、経済的負担の軽減を図るため接種費用の一部を助成し、带状疱疹の発症率の低減及び重症化を予防することにより、市民の健康増進に寄与することを目的とする。

2 対象者

次の要件を全て満たす者（対象見込人数 52,453 人×接種率 1.5%＝接種見込人数 787 人）

- (1) 接種日時点で 50 歳以上の者
- (2) 接種日時点で小金井市に住民登録がある者
- (3) 過去に带状疱疹ワクチンを接種したことがない者

3 助成内容及び接種見込人数

ワクチンの種類	接種回数	1 回当たりの助成額	接種見込人数
生ワクチン	1 回	4,000 円	236 人
不活化ワクチン	2 回	10,000 円	551 人

4 実施開始（予定）

令和 5 年 7 月 1 日

5 予算

(1) 歳入

ア 带状疱疹ワクチン任意接種都補助金 6,199 千円

(2) 歳出

ア 带状疱疹個別接種委託料 12,076 千円

イ その他（消耗品費、印刷製本費） 161 千円

認定認証農業者支援事業補助金事業概要

1 目的

認定農業者、認定就農者又は認証農業者の持続的かつ安定的な農業経営の確立に寄与することを目的とする。

2 事業概要

既存の認定農業者及び認証農業者への補助に加え、地域農業に活力を与える新たな担い手である認定就農者への補助を行う。

3 補助対象者

小金井市認定農業者及び認証農業者農業経営改善計画並びに青年等就農計画の認定等の手続に関する要綱（平成20年10月20日制定）の規定により、農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）に基づく認定を受けた認定農業者もしくは認定就農者又は小金井市農業振興計画（令和4年3月策定）の指標に基づき認証を受けた認証農業者

4 補助内容

(1) 補助対象経費

農業用施設整備事業、地産地消・環境保全型農業推進事業、農業用機械等導入事業、農業経営管理用機器導入事業その他市長が農業経営の改善のために必要と認めるもの

(2) 補助率

1 / 2（補助上限額50万円）

(3) 積算内訳

認定就農者の認定期間が就農から5年間のみとなるため、認定就農者1人分を見込む。

$1,000,000 \text{円} \times 1 \text{人} \times 1 / 2 = 500 \text{千円}$

5 予算額

認定認証農業者支援事業補助金

500千円

学校と家庭の連携推進事業概要

1 目的

不登校、いじめ及び暴力行為等の問題行動、子どもの貧困、ヤングケアラー並びに児童虐待等の課題を抱える児童・生徒に対する支援を強化することで、児童・生徒への支援の充実、子育てに対する保護者の不安や悩みの軽減及び関係機関との連携促進を目的とする。

2 事業概要

(1) 内容

ア 学校と家庭の連携推進支援員（以下「支援員」という。）を配置する学校は、学校の管理職・教職員及び支援員により構成する「学校と家庭の連携推進会議」（以下「会議」という。）を設置し、支援が必要な児童・生徒及びその保護者について、組織として対応するための情報共有及び対処方針を協議する。

イ 支援員は、主に、次のことを行う。

(7) 登校時の家庭訪問による児童・生徒への支援及び保護者への相談・助言

(4) 在校時の児童・生徒への支援及び保護者への相談・助言

(6) 児童・生徒の問題行動について、改善及び未然防止に向けた直接的関与並びに子育てに対する不安や悩みを抱える保護者に対する相談・助言

ウ 学校と家庭の連携推進支援アドバイザー（以下「支援アドバイザー」という。）は、支援員に対し、子どもや家庭の状況把握及び困難案件等に係る具体的対処方針についての相談・助言その他必要な支援等を行う。

(2) 対象校

本町小学校、緑小学校、南小学校、小金井第一中学校、緑中学校及び南中学校

(3) 事業開始日

令和 5 年 7 月 1 日

(4) 支援員

ア 要件

学校と家庭の連携推進事業に対する理解を有し、学校と連携・協力しながら、個々の児童・生徒の状態に応じた適切な支援を行える者

イ 配置内容

1校当たり月11日間×8か月×1日4時間×1人

(5) 支援アドバイザー

ア 要件

学校と家庭の連携に関して、支援員に対し、専門的見地からの適切なアドバイスを行うことができる者（医師、弁護士、公認心理士、学識経験者等）

イ 配置内容

1校当たり年2回×1回1.5時間×1人

3 予算額

(1) 歳入

学校と家庭の連携推進事業委託金	2,392千円
-----------------	---------

(2) 歳出

ア 学校と家庭の連携推進支援員等謝礼	2,393千円
--------------------	---------

イ 傷害保険料	11千円
---------	------

校内別室指導事業概要

1 目的

様々な理由で学校に通いづらい状況にある児童・生徒に着目し、在籍校内に教室とは別の部屋を設置し、その部屋の中で児童・生徒が行う活動を支援等する人材を配置することで、より登校しやすく、より安心して、学校生活を送ることができるようにすることを目的とする。

2 事業概要

(1) 内容

不登校傾向等にある児童・生徒の数及びその状態等から上記目的の必要性が高いと見込まれる学校を市が指定した上で、学校は、自校内に別室を設置し、市が派遣する校内別室指導支援員をもって、本人や保護者の意向に基づき別室登校を行う児童・生徒に対する学習、遊びその他の活動への必要な見守り及び支援を行う。

(2) 対象校

本町小学校、小金井第二中学校、東中学校、緑中学校及び南中学校

(3) 事業開始日

令和 5 年 7 月 1 日

(4) 校内別室指導員

ア 要件

(7) 不登校及び不登校傾向の児童・生徒に対する理解を有し、学校と連携・協力しながら、個々の児童・生徒の状態に応じた適切な支援を行える者

(4) 小学校もしくは中学校の教員免許状、公認心理士もしくは臨床心理士の資格を有する者又はその時々において別室登校を行っている特定の児童・生徒を支援することのできる経験を有する者

イ 配置内容

全ての開校日（明らかに通室が見込まれない場合を除く。）のうち
1 日 6 時間以内で 1 人を配置

3 予算額

(1) 歳入

校内別室指導支援員配置事業補助金	8,599千円
------------------	---------

(2) 歳出

ア 校内別室指導支援員謝礼	8,580千円
---------------	---------

イ 傷害保険料	19千円
---------	------

学校教育活動体制整備事業概要

1 目的

感染症流行下において、各学校が感染症の影響を最小限にとどめつつ学校教育活動を継続できる環境を維持するため、学校の感染者等の発生に伴う対応並びにその後の教育活動継続等に要する取組及び学校における効果的な換気対策に係る取組を実施する。

2 実施方法

国における令和4年度第2次補正予算にて措置された「令和4年度学校保健特別対策事業費補助金（感染症流行下における学校教育活動体制整備事業）」を活用の上、取組を実施する。

なお、この事業は、既に令和4年度小金井市一般会計補正予算（第15回）により同補助金を活用して予算を繰越明許の上、実施しているが、今回、同補助金の上限残額を活用し、追加での取組を実施する。

3 予算額

(1) 歳入

ア 学校保健特別対策事業費補助金

(ア) 小学校 2, 582 千円

(イ) 中学校 1, 446 千円

(2) 歳出

ア 学校運営に要する経費

(ア) 小学校

(消耗品費、郵便料、学校管理備品) 1, 710 千円

(イ) 中学校

(消耗品費、郵便料、学校管理備品) 1, 539 千円

イ 学校保健衛生に要する経費

(ア) 小学校

(消耗品費、医薬材料費) 3, 456 千円

(イ) 中学校

(消耗品費、医薬材料費)

1, 355千円

4 消耗品費及び医薬材料費の内容

(1) 学校運営に要する経費

項目	主な内容
消耗品費	印刷機用消耗品、サーキュレーター等

(2) 学校保健衛生に要する経費

項目	主な内容
消耗品費	嘔吐物処理キット、ハンドソープ、ペーパータオル等
医薬材料費	手指消毒液、石鹼等

※ 児童生徒・教職員等の感染者等の発生に伴い、追加的に必要となる物品の購入経費

5 備品購入費の内容

(学校運営に要する経費)

品名	小学校	中学校
空気清浄機	5台	9台
CO2モニター	5台	10台
扇風機、サーキュレーター	4台	5台
網戸	4本	—

学校給食費補助金事業概要

1 目的

新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中で、物価高騰による学校給食費への影響等が懸念されていることから、これまでどおりの栄養バランスや量を保てるよう子育て世帯を支援し、保護者負担を増やすことなく、学校給食の円滑な実施に資することを目的とする。

2 補助対象

(1) 対象校

市立小・中学校

(2) 対象期間

令和5年7月1日から令和6年3月31日まで

(3) 補助額

ア 小学校 1食当たり41円

イ 中学校 1食当たり49円

3 補助額の根拠

給食の代表的な献立において、現時点の食材費調達額による1人当たりの平均積算額を試算し、現行の保護者負担額との差額を1食当たりの補助額とする。

	現行の1食当たりの保護者負担額 (A)	現在の食材費調達額による1食当たりの平均積算額 (B)	差額 (B) - (A)
小学校 (中学年)	278円	318.5円	40.5円
中学校	333円	381.7円	48.7円

※ 差額の円未満を切り上げ、1食当たりの補助額とする。

4 予算額

(1) 歳入

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金 38,000千円

(2) 歳出

学校給食費補助金

ア 小学校 34,063千円

イ 中学校 15,085千円

5 令和5年度学校給食標準献立1食当たりの給食費 積算表

(1) 小学校（中学年）

（単位：円）

	標準献立内容	1食当たりの試算額	1食当たりの保護者負担額（278円）との差額
1	牛乳、ジャージャー麺、中華風卵スープ、清見オレンジ	335.5	57.5
2	牛乳、ミルクパン、鮭フライ、ゆで野菜、コーンチャウダー、清見オレンジ	328.7	50.7
3	牛乳、カレーライス、コールスローサラダ、いちご	327.5	49.5
4	牛乳、ご飯、肉じゃが、小松菜とねぎのみそ汁	282.2	4.2
平均		318.5	40.5

(2) 中学校

（単位：円）

	標準献立内容	1食当たりの試算額	1食当たりの保護者負担額（333円）との差額
1	牛乳、ジャージャー麺、中華風卵スープ、清見オレンジ	414.8	81.8
2	牛乳、ミルクパン、鮭フライ、ゆで野菜、コーンチャウダー、清見オレンジ	408.3	75.3
3	牛乳、カレーライス、コールスローサラダ、いちご	366.7	33.7
4	牛乳、ご飯、肉じゃが、小松菜とねぎのみそ汁	337.0	4.0
平均		381.7	48.7

※ 給食の代表的な献立に係る1食当たりの平均積算額を試算し、現行の保護者負担額との差額を積算した。

※ 1食当たりの平均積算額に、現時点の食材費調達額の単価を用いて算出した。

※ 小学校は、平均的な中学年で積算した。

6 類似団体・近隣市の状況

令和5年4月25日現在

	給食費 補助	予算措置の時期 及び補助対象期間	算定方法
小金井市	○	6月補正 令和5年7月～令和6年3月	献立例による積算 →給食費の約14.7%
A市	○	3月補正（繰越明許） 令和5年4月～令和6年3月	独自算出 →1人1月当たり340円補助
B市	○	3月補正（繰越明許） 令和5年4月～令和6年3月	独自算出 →給食費の約8%
C市	○	3月補正（繰越明許） 令和5年4月～令和6年3月	消費者物価指数により算出 →給食費の約10.2%
D市	○	当初予算 令和5年4月～令和6年3月	消費者物価指数により算出 →食材料費の約4.3%
E市	○	当初予算 令和5年4月～令和6年3月	消費者物価指数により算出 →給食費の約8%
F市	○	当初予算 令和5年4月～令和6年3月	物価上昇率により算出 →給食費の約8%
G市	○	当初予算 令和5年4月～令和6年3月	独自算出 →給食費の約9.3%
H市	○	当初予算 令和5年4月～令和6年3月	独自算出 →給食費の約10%
I市	○	当初予算 令和5年4月～令和6年3月	独自算出 →給食費の約10.5%
J市	検討中	5月補正（予定） 令和5年7月～令和6年3月	独自算出中

※ 上表は、令和5年4月25日に各市へ調査したもので、最終的に変更となる場合がある。

緑センター運営委託概要

1 目的

行財政改革 2025 に基づき、緑センターにおける図書館事業及び公民館事業のサービス向上、地域団体等との連携の推進及び新たな市民サービスの向上等、質の向上を図るとともに、係る経費の抑制等を実現するため、緑センターの事業運営を委託するものである。

2 施設概要

- (1) 施設名称 緑センター（図書館緑分室と公民館緑分館の複合施設）
小金井市緑町三丁目 3 番 23 号
- (2) 運営形態 業務委託
- (3) 開始日 令和 6 年 4 月 1 日
- (4) 開館時間 図書館緑分室 午前 9 時から午後 7 時まで
公民館緑分館 午前 9 時から午後 10 時まで
- (5) 休館日 毎月第 1・第 3 火曜日、年末年始等

3 業務委託により見込む効果

- (1) 図書館緑分室の開館時間の延長
- (2) 知識、経験等を有する人材の配置による質の高い講座の実施が期待できる。
- (3) 安定的かつ柔軟な組織運営が期待できる。

4 スケジュール（予定）

- (1) 市民説明会
令和 5 年 5 月 28 日（日） ①午前 10 時から②午後 2 時から
令和 5 年 6 月 1 日（木） 午後 6 時 30 分から
令和 5 年 6 月 6 日（火） 午後 6 時 30 分から
- (2) 公募型プロポーザル
令和 5 年 7 月から同年 11 月まで

5 予算額

(1) 歳出

緑センター運営形態調整委託料 2, 0 8 1 千円

(2) 債務負担行為

緑センター運営委託料

(期間：令和5年度～令和6年度) 限度額5 8, 4 2 9 千円

議案第40号

農業委員会委員の任命に関し同意を求めることについて

小金井市農業委員会委員の任命に関し同意を求める。

令和5年5月31日提出

小金井市長 白 井 亨

(提案理由)

農業委員会委員を任命するため、本案を提出するものであります。

農業委員会委員の任命に関し同意を求めることについて

小金井市農業委員会委員に、次の者を任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条の規定により、本市議会の同意を求める。

住 所 小金井市

氏 名 井寺 喜香

年 齢 51歳

職 業 自営業

議案第40号資料

経 歴 調 書 (略歴)

住 所 小金井市

氏 名 いでら よしか
井寺 喜香

年 齢 51歳

職 業 自営業

学 歴

平成 6年 3月 上越教育大学学校教育学部卒業

平成 7年 3月 勤労青少年指導者育成大学講座修了

職 歴

平成 7年 4月 日本障害者雇用促進協会入職

平成 9年 7月 同協会退職

平成 9年 9月 有限会社佐奈井入社

平成14年 3月 同社退社

平成26年 4月 株式会社サーブ入社

平成27年 3月 同社退社

平成27年10月 NPO法人カッセKOGANEI入職

平成29年 3月 同法人カッセKOGANEI退職

平成29年 5月 てのひらストア 交流拠点「otte」を開業し、現在に至る。

平成29年 9月 小金井市農業委員会委員

そ の 他

平成29年 4月 佐那河内村地域おこし支援員

令和 4年12月 小金井市長期計画審議会委員

賞

罰

な し

議案第41号

農業委員会委員の任命に関し同意を求めることについて

小金井市農業委員会委員の任命に関し同意を求める。

令和5年5月31日提出

小金井市長 白 井 亨

(提案理由)

農業委員会委員を任命するため、本案を提出するものであります。

農業委員会委員の任命に関し同意を求めることについて

小金井市農業委員会委員に、次の者を任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条の規定により、本市議会の同意を求める。

住 所 小金井市

氏 名 江頭 みのぶ

年 齢 43歳

職 業 自営業

議案第41号資料

経 歴 調 書 (略歴)

住 所 小金井市

氏 名 ^{えがしら}江頭 みのぶ

年 齢 43歳

職 業 自営業

学 歴

平成11年 8月 東京栄養食糧専門学校医療・福祉学科卒業

職 歴

平成18年 8月 株式会社ガーデンプロジェクト入社

平成26年12月 株式会社ガーデンプロジェクト退社

平成26年12月 PARITALY移動販売を設立し、現在に至る。

平成27年 8月 小金井市商工会入社

平成28年 4月 一般社団法人小金井市観光まちおこし協会入社

平成28年 6月 PARITALY福菜屋を設立し、現在に至る。

平成30年 3月 一般社団法人小金井市観光まちおこし協会退社

平成30年10月 PARITALYやおやを設立し、現在に至る。

令和 2年 3月 小金井市商工会退社

そ の 他

令和 3年 1月 小金井市国民健康保険運営協議会委員となり、現在に至る。

令和 4 年 6 月 一般社団法人小金井観光まちおこし協会理事となり、現在に至る。

賞

罰

な

し

議案第42号

農業委員会委員の任命に関し同意を求めることについて

小金井市農業委員会委員の任命に関し同意を求める。

令和5年5月31日提出

小金井市長 白 井 亨

(提案理由)

農業委員会委員を任命するため、本案を提出するものであります。

農業委員会委員の任命に関し同意を求めることについて

小金井市農業委員会委員に、次の者を任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条の規定により、本市議会の同意を求める。

住 所 小金井市

氏 名 大久保 勝盛

年 齢 44歳

職 業 農業、自営業

議案第 4 2 号資料

経 歴 調 書 （略歴）

住 所 小金井市

氏 名 おおくぼ かつもり
大久保 勝盛

年 齢 4 4 歳

職 業 農業、自営業

学 歴

平成 1 2 年 3 月 東京農業大学農学部卒業

職 歴

平成 1 2 年 4 月 大久保園就農

令和 2 年 7 月 小金井市農業委員会委員

そ の 他

平成 1 6 年 2 月 小金井市植木組合若葉会入会

平成 1 6 年 4 月 東京むさし農業協同組合小金井地区青壮年部入部

平成 2 6 年 1 月 小金井青年会議所理事長となり、平成 2 6 年 1 2 月まで在任

平成 3 0 年 6 月 小金井観光まちおこし協会理事

平成 3 1 年 4 月 東京むさし農業協同組合小金井地区青壮年部長となり、令和 3
年 3 月まで在任

令和 3 年 5 月 東京むさし農業協同組合本部青壮年部長となり、現在に至る。

賞

罰

な

し

議案第43号

農業委員会委員の任命に関し同意を求めることについて

小金井市農業委員会委員の任命に関し同意を求める。

令和5年5月31日提出

小金井市長 白 井 亨

(提案理由)

農業委員会委員を任命するため、本案を提出するものであります。

農業委員会委員の任命に関し同意を求めることについて

小金井市農業委員会委員に、次の者を任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和 26 年法律第 88 号）第 8 条の規定により、本市議会の同意を求める。

住 所 小金井市

氏 名 大堀 昇士

年 齢 63 歳

職 業 農業

議案第43号資料

経 歴 調 書 (略歴)

住 所 小金井市

氏 名 おおほり しょうじ
大堀 昇士

年 齢 63歳

職 業 農業

学 歴

昭和57年 3月 法政大学社会学部卒業

職 歴

昭和57年 4月 株式会社日比谷花壇入社

昭和61年 3月 株式会社日比谷花壇退社

昭和62年 4月 就農、造園業

そ の 他

令和 5年 3月 東京むさし農業協同組合小金井地区植木組合監事となり、現在
に至る。

賞 罰

な し

議案第 44 号

農業委員会委員の任命に関し同意を求めることについて

小金井市農業委員会委員の任命に関し同意を求める。

令和 5 年 5 月 31 日提出

小金井市長 白 井 亨

(提案理由)

農業委員会委員を任命するため、本案を提出するものであります。

農業委員会委員の任命に関し同意を求めることについて

小金井市農業委員会委員に、次の者を任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条の規定により、本市議会の同意を求める。

住 所 小金井市

氏 名 鴨下 重雄

年 齢 70歳

職 業 農業

議案第44号資料

経 歴 調 書 (略歴)

住 所 小金井市

氏 名 かもした しげお
鴨下 重雄

年 齢 70歳

職 業 農業

学 歴

昭和52年 3月 横浜商科大学商学部卒業

職 歴

平成13年 3月 就農

令和 2年 7月 小金井市農業委員会委員

そ の 他

平成19年 4月 東京むさし農業協同組合小金井地区前原町支部長となり、平成
21年3月まで在任

平成27年 4月 東京むさし農業協同組合小金井地区前原町支部長となり、平成
29年3月まで在任

賞 罰

な し

議案第 4 5 号

農業委員会委員の任命に関し同意を求めることについて

小金井市農業委員会委員の任命に関し同意を求める。

令和 5 年 5 月 3 1 日提出

小金井市長 白 井 亨

(提案理由)

農業委員会委員を任命するため、本案を提出するものであります。

農業委員会委員の任命に関し同意を求めることについて

小金井市農業委員会委員に、次の者を任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条の規定により、本市議会の同意を求める。

住 所 小金井市

氏 名 小山 茂

年 齢 71歳

職 業 農業

議案第45号資料

経 歴 調 書 (略歴)

住 所 小金井市

氏 名 こやま しげる
小山 茂

年 齢 71歳

職 業 農業

学 歴

昭和50年 3月 日本大学商学部卒業

職 歴

平成22年 4月 就農（野菜、果樹生産農家）

そ の 他

平成19年 4月 保護司

平成24年 2月 小金井市緑地保全対策審議会委員となり、平成26年2月まで
在任

平成24年 3月 社会福祉法人小金井市社会福祉協議会理事となり、平成26年
4月まで在任

平成25年 4月 北多摩東地区保護司会副会長（小金井分区長）となり、平成3
1年3月まで在任

平成26年 4月 社会福祉法人小金井市社会福祉協議会副会長となり、現在に
至る。

平成26年 4月 小金井市民生委員推薦会委員となり、平成28年9月まで在任
平成31年 4月 北多摩東地区保護司会会長となり、現在に至る。
令和 元年 5月 多摩地区保護司会連絡協議会副会長となり、令和3年4月まで
在任
令和 元年 6月 東京都保護司会連合会常任理事となり、現在に至る。
令和 3年 5月 多摩地区保護司会連絡協議会会長となり、現在に至る。

賞

罰

な し

議案第 4 6 号

農業委員会委員の任命に関し同意を求めることについて

小金井市農業委員会委員の任命に関し同意を求める。

令和 5 年 5 月 3 1 日提出

小金井市長 白 井 亨

(提案理由)

農業委員会委員を任命するため、本案を提出するものであります。

農業委員会委員の任命に関し同意を求めることについて

小金井市農業委員会委員に、次の者を任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条の規定により、本市議会の同意を求める。

住 所 小金井市

氏 名 阪本 啓一

年 齢 62歳

職 業 農業

議案第46号資料

経 歴 調 書 (略歴)

住 所 小金井市

氏 名 さかもと 阪本 けいいち 啓一

年 齢 62歳

職 業 農業

学 歴

昭和54年 3月 東京都立東村山高等学校卒業

職 歴

昭和55年 4月 就農

令和 2年 7月 小金井市農業委員会委員

そ の 他

平成31年 1月 GAP認証取得

賞 罰

な し

議案第 47 号

農業委員会委員の任命に関し同意を求めることについて

小金井市農業委員会委員の任命に関し同意を求める。

令和 5 年 5 月 31 日提出

小金井市長 白 井 亨

(提案理由)

農業委員会委員を任命するため、本案を提出するものであります。

農業委員会委員の任命に関し同意を求めることについて

小金井市農業委員会委員に、次の者を任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条の規定により、本市議会の同意を求める。

住 所 小金井市

氏 名 高杉 好成

年 齢 59歳

職 業 農業、造園業

議案第47号資料

経 歴 調 書 (略歴)

住 所 小金井市

氏 名 たかすぎ よしなり
高杉 好成

年 齢 59歳

職 業 農業、造園業

学 歴

昭和54年 3月 小金井市立小金井第一中学校卒業

職 歴

昭和54年 4月 就農、造園業

そ の 他

平成14年 4月 小金井市消防団本部分団長となり、平成18年3月まで在任

平成21年 4月 東京むさし農業協同組合小金井地区青壮年部長となり、平成23年3月まで在任

平成29年 2月 東京むさし農業協同組合小金井地区植木組合地区役員となり、
現在に至る。

賞 罰

な し

議案第48号

農業委員会委員の任命に関し同意を求めることについて

小金井市農業委員会委員の任命に関し同意を求める。

令和5年5月31日提出

小金井市長 白 井 亨

(提案理由)

農業委員会委員を任命するため、本案を提出するものであります。

農業委員会委員の任命に関し同意を求めることについて

小金井市農業委員会委員に、次の者を任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条の規定により、本市議会の同意を求める。

住 所 小金井市

氏 名 高橋 金一

年 齢 62歳

職 業 農業

議案第48号資料

経 歴 調 書 (略歴)

住 所 小金井市

氏 名 たかはし きんいち
高橋 金一

年 齢 62歳

職 業 農業

学 歴

昭和60年 3月 玉川大学農学部卒業

職 歴

昭和60年 4月 就農(野菜、植木、果樹生産農家)

平成20年 7月 小金井市農業委員会委員となり、平成23年7月まで在任

平成23年 7月 小金井市農業委員会会長職務代理となり、平成26年7月まで
在任

平成26年 7月 小金井市農業委員会会長となり、平成29年7月まで在任

平成29年 7月 小金井市農業委員会会長となり、現在に至る。

賞 罰

な し

議案第 49 号

農業委員会委員の任命に関し同意を求めることについて

小金井市農業委員会委員の任命に関し同意を求める。

令和 5 年 5 月 31 日提出

小金井市長 白 井 亨

(提案理由)

農業委員会委員を任命するため、本案を提出するものであります。

農業委員会委員の任命に関し同意を求めることについて

小金井市農業委員会委員に、次の者を任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条の規定により、本市議会の同意を求める。

住 所 小金井市

氏 名 土屋 直己

年 齢 53歳

職 業 農業

議案第49号資料

経 歴 調 書 (略歴)

住 所 小金井市

氏 名 つちや なおき
土屋 直己

年 齢 53歳

職 業 農業

学 歴

平成11年 3月 西東京調理師専門学校卒業

職 歴

平成11年 4月 就農（野菜、果樹生産農家）

そ の 他

平成27年 4月 東京むさし農業協同組合小金井地区青壮年部長となり、平成29年3月まで在任

賞 罰

な し

議案第 5 0 号

農業委員会委員の任命に関し同意を求めることについて

小金井市農業委員会委員の任命に関し同意を求める。

令和 5 年 5 月 3 1 日提出

小金井市長 白 井 亨

(提案理由)

農業委員会委員を任命するため、本案を提出するものであります。

農業委員会委員の任命に関し同意を求めることについて

小金井市農業委員会委員に、次の者を任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条の規定により、本市議会の同意を求める。

住 所 小金井市

氏 名 永井 文夫

年 齢 68歳

職 業 農業、税理士

議案第50号資料

経 歴 調 書 (略歴)

住 所 小金井市

氏 名 ながい ふみお
永井 文夫

年 齢 68歳

職 業 農業、税理士

学 歴

昭和53年 3月 明治大学法学部卒業

職 歴

昭和53年 4月 東京国税局入局

平成22年 就農（野菜生産農家）

平成27年 7月 東京国税局退職

平成27年 9月 税理士登録、現在に至る。

平成29年 7月 小金井市農業委員会委員となり、令和2年7月まで在任

賞 罰

な し

議案第 5 1 号

農業委員会委員の任命に関し同意を求めることについて

小金井市農業委員会委員の任命に関し同意を求める。

令和 5 年 5 月 3 1 日提出

小金井市長 白 井 亨

(提案理由)

農業委員会委員を任命するため、本案を提出するものであります。

農業委員会委員の任命に関し同意を求めることについて

小金井市農業委員会委員に、次の者を任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条の規定により、本市議会の同意を求める。

住 所 小金井市

氏 名 平井 功一

年 齢 58歳

職 業 農業、造園業

議案第 5 1 号資料

経 歴 調 書 (略歴)

住 所 小金井市

氏 名 ひらい こういち
平井 功一

年 齢 5 8 歳

職 業 農業、造園業

学 歴

昭和 5 8 年 3 月 東京都立園芸高等学校造園科卒業

職 歴

昭和 5 8 年 4 月 就農、造園業

そ の 他

平成 1 6 年 4 月 東京むさし農業協同組合小金井地区貫井坂下支部長となり、平成 1 8 年 3 月まで在任

平成 3 0 年 4 月 東京むさし農業協同組合小金井地区貫井坂下支部長となり、平成 3 1 年 3 月まで在任

令和 3 年 4 月 東京むさし農業協同組合小金井地区貫井坂下支部長となり、令和 4 年 3 月まで在任

賞 罰

なし

議案第 5 2 号

農業委員会委員の任命に関し同意を求めることについて

小金井市農業委員会委員の任命に関し同意を求める。

令和 5 年 5 月 3 1 日提出

小金井市長 白 井 亨

(提案理由)

農業委員会委員を任命するため、本案を提出するものであります。

農業委員会委員の任命に関し同意を求めることについて

小金井市農業委員会委員に、次の者を任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条の規定により、本市議会の同意を求める。

住 所 小金井市

氏 名 松嶋 あおい

年 齢 58歳

職 業 無職

議案第 5 2 号資料

経 歴 調 書 (略歴)

住 所 小金井市

氏 名 ^{まつしま}松嶋 あおい

年 齢 5 8 歳

職 業 無職

学 歴

昭和 6 0 年 3 月 桐朋学園短期大学日本文化専攻卒業

職 歴

昭和 6 2 年 4 月 株式会社ソニー・オートプロダクツ入社

平成 元年 7 月 同社退社

平成 元年 9 月 石原法律事務所入所 (秘書)

平成 2 7 年 8 月 同所退所

平成 2 9 年 7 月 小金井市農業委員会委員

そ の 他

平成 2 3 年 9 月 小金井市食育ホームページ編集委員となり、現在に至る。

平成 2 5 年 1 2 月 小金井江戸の農家みちの会副代表となり、現在に至る。

平成 2 6 年 2 月 小金井市食育推進会議委員となり、現在に至る。

平成 2 6 年 6 月 江戸東京野菜コンシェルジュ協会理事となり、現在に至る。

平成 2 7 年 1 0 月 都市農地センター「都市農地活用保全アドバイザー」に就任し、

現在に至る。

令和元年6月 小金井市長期計画審議会委員となり、令和3年4月まで在任

賞

罰

な

し

議案第 5 3 号

農業委員会委員の任命に関し同意を求めることについて

小金井市農業委員会委員の任命に関し同意を求める。

令和 5 年 5 月 3 1 日提出

小金井市長 白 井 亨

(提案理由)

農業委員会委員を任命するため、本案を提出するものであります。

農業委員会委員の任命に関し同意を求めることについて

小金井市農業委員会委員に、次の者を任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条の規定により、本市議会の同意を求める。

住 所 小金井市

氏 名 渡邊 雅毅

年 齢 51歳

職 業 農業、自営業

議案第 5 3 号資料

経 歴 調 書 （略歴）

住 所 小金井市

氏 名 わたなべ まさ き
渡邊 雅毅

年 齢 5 1 歳

職 業 農業、自営業

学 歴

平成 7 年 3 月 杏林大学社会科学部卒業

職 歴

平成 1 3 年 4 月 就農（主にキウイフルーツ）

平成 1 5 年 4 月 さくらエナジー株式会社開業

令和 2 年 7 月 小金井市農業委員会委員

そ の 他

令和 2 年 2 月 東京むさし農業協同組合小金井地区果樹組合副組合長となり、
現在に至る。

賞 罰

な し

議案第 5 4 号

小金井市市税条例の一部を改正する条例

小金井市市税条例の一部を別紙のように改正する。

令和 5 年 5 月 3 1 日提出

小金井市長 白 井 亨

(提案理由)

地方税法等の一部を改正する法律の施行に伴う地方税法の改正等により、所要の改正を行うため、本案を提出するものであります。

小金井市市税条例の一部を改正する条例

小金井市市税条例（平成20年条例第26号）の一部を次のように改正する。

第26条第2項中「又は」の次に「当該控除することができなかった金額のうち法第314条の9第2項後段に規定する還付をすべき金額により」を加え、「の同項の」を「の前項の」に、「もしくは市民税に充当し」を「、個人の市民税もしくは森林環境税を納付し、もしくは納入し」に、「に充当する」を「を納付し、もしくは納入する」に改める。

第30条の2第5項中「第3項」を「第4項」に改め、同項を同条第6項とし、同条第4項中「第2項」を「第3項」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項中「前2項」を「第1項及び前項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項中「前項」を「第1項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項又は法第317条の3の2第1項の規定による申告書を給与支払者を經由して提出する場合において、当該申告書に記載すべき事項がその年の前年において当該給与支払者を經由して提出した前項又は法第317条の3の2第1項の規定による申告書（その者が当該前年の中途において次項の規定による申告書を当該給与支払者を經由して提出した場合には、当該前年の最後に提出した同項の規定による申告書）に記載した事項と異動がないときは、給与所得者は、施行規則で定めるところにより、前項又は法第317条の3の2第1項の規定により記載すべき事項に代えて当該異動がない旨を記載した前項又は法第317条の3の2第1項の規定による申告書を提出することができる。

第33条の見出し中「方法」を「方法等」に改め、同条第1項中「によって」を「により」に改め、同条に次の1項を加える。

3 森林環境税は、当該個人の市民税の均等割を賦課し、及び徴収する場合に併せて賦課し、及び徴収する。

第35条中「及び」を「、個人の」に、「の合算額」を「及び森林環境税額の合算額」に、「によって」を「により」に改める。

第38条第1項中「によって」を「により」に、「においては」を「には」に改め、「均等割額」の次に「（これと併せて賦課徴収を行う森林環境税額を含む。次項及び第5項において同じ。）」を加え、同条第2項中「においては」を「には」に、「によって」を「により」に改め、同条第3項、第5項及び第6項中「によって」を「に

より」に改める。

第40条中「又は」を「もしくは」に、「もしくは」を「又は」に改める。

第45条第1項中「によって」を「により」に、「においては」を「には」に改め、同条第2項中「通知によって」を「通知により」に、「第17条の2の規定によって」を「第17条の2の2第1項第2号に規定する市町村徴収金関係過誤納金とみなして、同条第3項、第6項及び第7項の規定を適用することができるものとし、当該市町村徴収金関係過誤納金により」に、「に充当する」を「を納付し、又は納入することを委託したものとみなす」に改める。

第46条第1項中「によって徴収することが」を「により徴収することが」に、「である場合においては」を「である場合には」に改め、「及び均等割額」の次に「（これと併せて賦課徴収を行う森林環境税額を含む。以下この条及び第49条において同じ。）」を加え、「によって徴収する場合においては」を「により徴収する場合には」に、「によって徴収する。」を「により徴収する。」に改め、同項第2号及び同条第2項中「によって」を「により」に改める。

第50条第1項中「によって」を「により」に、「においては」を「には」に改め、同条第2項中「方法によって」を「方法により」に、「第17条の2の規定によって」を「第17条の2の2第1項第2号に規定する市町村徴収金関係過誤納金とみなして、同条第3項、第6項及び第7項の規定を適用することができるものとし、当該市町村徴収金関係過誤納金により」に、「に充当する」を「を納付し、又は納入することを委託したものとみなす」に改める。

第101条第1号エ中「及び」を「、」に改め、「三輪のもの」の次に「及び道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号）第1条第1項第13号の6に規定する特定小型原動機付自転車」を加える。

付則第16条の2第4項及び付則第17条の2第3項中「100分の10」を「100分の35」に改める。

付則第18条の2に次の1項を加える。

15 法附則第15条の9の3第1項に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の1とする。

付則第19条第12項を第13項とし、第11項を第12項とし、第10項の次に次の1項を加える。

11 法附則第15条の9の3第1項に規定する特定マンションに係る区分所有に係る家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該特定マンションに

係る同項に規定する工事が完了した日から３月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第７条第１６項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）
- (2) 家屋の所在、家屋番号、種類及び床面積
- (3) 家屋の建築年月日及び登記年月日
- (4) 当該工事が完了した年月日
- (5) 当該工事が完了した日から３月を経過した後に申告書を提出する場合には、３月以内に提出することができなかった理由

付 則

（施行期日）

第１条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第１０１条第１号エの改正規定及び付則第４条第１項の規定（この条例による改正後の小金井市市税条例（以下「新条例」という。）付則第１７条の２第３項に係る部分を除く。） 令和５年７月１日
- (2) 第２６条第２項並びに第３３条の見出し及び同条第１項の改正規定、同条に１項を加える改正規定並びに第３５条、第３８条、第４５条、第４６条及び第５０条の改正規定並びに付則第１６条の２の改正規定及び付則第１７条の２第３項の改正規定並びに次条第１項並びに付則第４条第１項（新条例付則第１７条の２第３項に係る部分に限る。）及び第２項の規定 令和６年１月１日
- (3) 第３０条の２の改正規定及び次条第２項の規定 令和７年１月１日
（市民税に関する経過措置）

第２条 前条第２号に掲げる規定による改正後の小金井市市税条例の規定中個人の市民税に関する部分は、令和６年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和５年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

- ２ 新条例第３０条の２第２項の規定は、令和７年１月１日以後に支払を受けるべき小金井市市税条例第３０条の２第１項に規定する給与（以下この項において「給与」という。）について提出する同条第１項の規定による申告書について適用し、同日前に支払を受けるべき給与について提出した同項の規定による申告書については、

なお従前の例による。

（固定資産税に関する経過措置）

第3条 新条例の規定中固定資産税に関する部分は、令和5年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和4年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

（軽自動車税に関する経過措置）

第4条 新条例第101条第1号エ及び付則第17条の2第3項の規定は、令和6年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和5年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

2 新条例付則第16条の2第4項の規定は、付則第1条第2号に掲げる規定の施行の日以後に取得された三輪以上の軽自動車に対して課すべき軽自動車税の環境性能割について適用し、同日前に取得された三輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。

小金井市市税条例の一部を改正する条例要綱

1 趣旨

地方税法等の一部を改正する法律（令和5年法律第1号）等の施行に伴い、本条例の一部について所要の改正を行うものである（以下「法」とは地方税法をいう。）。）。。

2 改正内容

- (1) 森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律（平成31年法律第3号）の施行に伴い導入される森林環境税について、賦課徴収の方法について規定する改正等、所要の整備を行う。（市民税関係。法施行令第48条の9の3、森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律第7条、法第321条の7第2項、法第321条の7の10第2項、条例第26条第2項、条例第33条第3項、条例第35条、条例第38条第1項、条例第45条第2項、条例第46条第1項、条例第50条第2項）
- (2) 給与所得者の扶養親族等申告書について、その申告書に記載すべき事項がその年の前年の申告内容と異動がない場合には、その申告書に記載すべき事項に代えて異動がない旨を記載した申告書を提出できることとした。（市民税関係。法第317条の3の2、条例第30条の2第2項）
- (3) 軽自動車税の種別割について、ミニカー及び特定小型原動機付自転車のいずれの要件にも該当するものについては、ミニカーに係る税率区分から除くこととし、全ての特定小型原動機付自転車に現行の第一種原動機付自転車と同一の税率区分が適用されることとした。（市民税関係。法施行規則第15条の15、条例第101条）
- (4) 軽自動車税の環境性能割及び種別割について、自動車メーカーの不正行為により環境性能割及び種別割の納税不足額が発生した場合に、当該自動車メーカーを納税義務者とみなして納税不足額を徴収する際に加算する割合を「100分の10」から「100分の35」に変更した。（市民税関係。法附則第29条の9第5項、法附則第30条の2第3項、条例付則第16条の2第4項、条例付則第17条の2第3項）

- (5) 一定の大規模な工事が行われたマンションの固定資産税の減額措置に係る規定の整備（固定資産税関係。法附則第15条の9の3、条例付則第18条の2第15項、条例付則第19条第11項）
- (6) その他所要の規定の整備を行う。

3 施行期日

この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の(1)から(3)までに掲げる規定は、当該(1)から(3)までに定める日から施行する。

- (1) 第101条第1号エの改正規定及び付則第4条第1項の規定（この条例による改正後の小金井市市税条例（以下「新条例」という。）付則第17条の2第3項に係る部分を除く。） 令和5年7月1日
- (2) 第26条第2項並びに第33条の見出し及び同条第1項の改正規定、同条に1項を加える改正規定並びに第35条、第38条、第45条、第46条及び第50条の改正規定並びに付則第16条の2の改正規定及び付則第17条の2第3項の改正規定並びに4(1)ア並びに4(3)ア（新条例付則第17条の2第3項に係る部分に限る。）及び4(3)イの規定 令和6年1月1日
- (3) 第30条の2の改正規定及び4(1)イの規定 令和7年1月1日

（付則第1条）

4 経過措置

(1) 市民税に関する経過措置

ア 3(2)に掲げる規定による改正後の小金井市市税条例の規定中個人の市民税に関する部分は、令和6年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和5年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

イ 新条例第30条の2第2項の規定は、令和7年1月1日以後に支払を受けるべき小金井市市税条例第30条の2第1項に規定する給与（以下イにおいて「給与」という。）について提出する同条第1項の規定による申告書について適用し、同日前に支払を受けるべき給与について提出した同項の規定による申告書については、なお従前の例による。

（付則第2条）

(2) 固定資産税に関する経過措置

新条例の規定中固定資産税に関する部分は、令和5年度以後の年度分の固定資

産税について適用し、令和４年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

(付則第３条)

(3) 軽自動車税に関する経過措置

ア 新条例第１０１条第１号エ及び付則第１７条の２第３項の規定は、令和６年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和５年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

イ 新条例付則第１６条の２第４項の規定は、３(２)に掲げる規定の施行の日以後に取得された三輪以上の軽自動車に対して課すべき軽自動車税の環境性能割について適用し、同日前に取得された三輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。

(付則第４条)

小金井市市税条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正条例	現行条例	備考
(配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除) 第 2 6 条 省略 2 前項の規定により控除されるべき額で同項の所得割の額から控除することができなかった金額があるときは、当該控除することができなかった金額は、令第 4 8 条の 9 の 3 から第 4 8 条の 9 の 6 まですでに定めるところにより、同項の納税義務者に対しその控除することのできなかった金額を還付し、又は当該控除することができなかった金額のうち法第 3 1 4 条の 9 第 2 項後段に規定する還付をするべき金額により当該納税義務者の前項の申告書に係る年度の個人の都民税、個人の市民税もしくは森林環境税を納付し、もしくは納入し、もしくは当該納税義務者の未納に係る徴収金を納付し、もしくは納入する。 3 省略 (個人の市民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書) 第 3 0 条の 2 省略 2 前項又は法第 3 1 7 条の 3 の 2 第 1 項の規定による申告書を給与支払者を経由して提出する場合において、当該申告書に記載すべき事項がその年の前年において当該給与支払者を経由して提出した前項又は法第 3 1 7 条の 3 の 2 第 1 項の規定による申告書(その者が当該前年の中途において次項の規定による申告書を当該給与支払者を経由して提出した場合には、当該前年の最後に提出した同項の規定による申告書)に記載した事項と異動がないときは、給与所得者は、施行規則で定めるところにより、前項又は法第 3 1 7 条の 3 の 2 第 1 項の規定により記載すべき事項に代えて当該異動がない旨を記載した前項又は法第 3 1 7 条の 3 の 2 第 1 項の規定による申告書を提出することができる。	(配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除) 第 2 6 条 省略 2 前項の規定により控除されるべき額で同項の所得割の額から控除することができなかった金額があるときは、当該控除することができなかった金額は、令第 4 8 条の 9 の 3 から第 4 8 条の 9 の 6 まですでに定めるところにより、同項の納税義務者に対しその控除することのできなかった金額を還付し、又は当該納税義務者の同項の申告書に係る年度の個人の都民税もしくは市民税に充当し、もしくは当該納税義務者の未納に係る徴収金に充当する。 3 省略 (個人の市民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書) 第 3 0 条の 2 省略	森林環境税導入に関する規定の整備 給与所得者の扶養親族等申告書の記載事項の簡素化

3 第1項又は法第317条の3の2第1項の規定による申告書を提出した給与所得者で市内に住所を有するものは、その年の中途において当該申告書に記載した事項について異動を生じた場合には、第1項又は法第317条の3の2第1項の給与支払者からその異動を生じた日後最初に給与の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、その異動の内容その他施行規則で定める事項を記載した申告書を、当該給与支払者を経由して、市長に提出しなければならない。	2 前項又は法第317条の3の2第1項の規定による申告書を提出した給与所得者で市内に住所を有するものは、その年の中途において当該申告書に記載した事項について異動を生じた場合には、前項又は法第317条の3の2第1項の給与支払者からその異動を生じた日後最初に給与の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、その異動の内容その他施行規則で定める事項を記載した申告書を、当該給与支払者を経由して、市長に提出しなければならない。	規定の整備
4 第1項及び前項の場合において、これらの規定による申告書がその提出の際に經由すべき給与支払者に受理されたときは、その申告書は、その受理された日に市長に提出されたものとみなす。	3 前2項の場合において、これらの規定による申告書がその提出の際に經由すべき給与支払者に受理されたときは、その申告書は、その受理された日に市長に提出されたものとみなす。	同上
5 給与所得者は、第1項及び第3項の規定による申告書の提出の際に經由すべき給与支払者が令第48条の9の7の2において準用する令第8条の2の2に規定する要件を満たす場合には、施行規則で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該給与支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて施行規則で定めるものをいう。次条第4項及び第63条第3項において同じ。）により提供することができる。	4 給与所得者は、第1項及び第2項の規定による申告書の提出の際に經由すべき給与支払者が令第48条の9の7の2において準用する令第8条の2の2に規定する要件を満たす場合には、施行規則で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該給与支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて施行規則で定めるものをいう。次条第4項及び第63条第3項において同じ。）により提供することができる。	同上
6 前項の規定の適用がある場合における第4項の規定の適用については、同項中「申告書が」とあるのは「申告書に記載すべき事項を」と、「給与支払者に受理されたとき」とあるのは「給与支払者が提供を受けたとき」と、「受理された日」とあるのは「提供を受けた日」とする。	5 前項の規定の適用がある場合における第3項の規定の適用については、同項中「申告書が」とあるのは「申告書に記載すべき事項を」と、「給与支払者に受理されたとき」とあるのは「給与支払者が提供を受けたとき」と、「受理された日」とあるのは「提供を受けた日」とする。	同上
(個人の市民税の徴収の方法等) 第33条 個人の市民税は、第38条、第46条第1項、第49条又は第58条の規定により特別徴収の方法による場合を除くほか、普通徴収の方法により徴収する。	(個人の市民税の徴収の方法) 第33条 個人の市民税は、第38条、第46条第1項、第49条又は第58条の規定によって特別徴収の方法による場合を除くほか、普通徴収の方法によって徴収する。	用語の整備
2 省略	2 省略	同上
3 森林環境税は、当該個人の市民税の均等割を賦課し、及び徴収す	森林環境税導入	森林環境税導入

る場合に併せて賦課し、及び徴収する。

(個人の市民税の納税通知書)

第35条 個人の市民税の納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、当該年度の個人の市民税額、個人の都民税額及び森林環境税額の合算額(第45条第1項又は第50条第1項の規定により徴収する場合にあっては特別徴収の方法により徴収されないことになった金額に相当する税額)を前条第1項の納期(第45条第1項又は第50条第1項の規定により徴収する場合にあっては特別徴収の方法により徴収されないこととなった日以後に到来する納期)の数で除して得た額とする。

(給与所得に係る個人の市民税の特別徴収)

第38条 個人の市民税の納税義務者が当該年度の初日の属する年の前年中において給与の支払を受けた者であり、かつ、同日において給与の支払を受けている者(次の各号に掲げる者のうち特別徴収の方法により徴収することが著しく困難であると認められる者を除く。以下この条において「給与所得者」という。)である場合には、当該納税義務者の前年中の給与所得に係る所得割額及び均等割額(これと併せて賦課徴収を行う森林環境税額を含む。次項及び第5項において同じ。)の合算額を特別徴収の方法により徴収する。

(1) 省略

(2) 省略

2 前項の納税義務者について、当該納税義務者の前年中の所得に給与所得以外の所得がある場合には、当該給与所得以外の所得に係る所得割額を同項の規定により特別徴収の方法により徴収すべき給与所得に係る所得割額及び均等割額の合算額に加算して特別徴収の方法により徴収する。ただし、第29条第1項の申告書に給与所得以外の所得に係る所得割額を普通徴収の方法により徴収された旨の記載があるときは、この限りでない。

3 前項本文の規定により給与所得者の給与所得以外の所得に係る

(個人の市民税の納税通知書)

第35条 個人の市民税の納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、当該年度の個人の市民税額及び都民税額の合算額(第45条第1項又は第50条第1項の規定により徴収する場合にあっては特別徴収の方法により徴収されないことになった金額に相当する税額)を前条第1項の納期(第45条第1項又は第50条第1項の規定により徴収する場合にあっては特別徴収の方法により徴収されないこととなった日以後に到来する納期)の数で除して得た額とする。

(給与所得に係る個人の市民税の特別徴収)

第38条 個人の市民税の納税義務者が当該年度の初日の属する年の前年中において給与の支払を受けた者であり、かつ、同日において給与の支払を受けている者(次の各号に掲げる者のうち特別徴収の方法により徴収することが著しく困難であると認められる者を除く。以下この条において「給与所得者」という。)である場合には、当該納税義務者の前年中の給与所得に係る所得割額及び均等割額の合算額を特別徴収の方法により徴収する。

(1) 省略

(2) 省略

2 前項の納税義務者について、当該納税義務者の前年中の所得に給与所得以外の所得がある場合には、当該給与所得以外の所得に係る所得割額を同項の規定により特別徴収の方法によって徴収すべき給与所得に係る所得割額及び均等割額の合算額に加算して特別徴収の方法により徴収する。ただし、第29条第1項の申告書に給与所得以外の所得に係る所得割額を普通徴収の方法によって徴収された旨の記載があるときは、この限りでない。

3 前項本文の規定によって給与所得者の給与所得以外の所得に係る

に関する規定の整備

森林環境税導入に関する規定の整備

用語及び森林環境税導入に関する規定の整備

用語の整備

同上

所得割額を特別徴収の方法により徴収することとなった後において、当該給与所得者について給与所得以外の所得に係る所得割額の全部又は一部を特別徴収の方法により徴収することが適当でないと認められる特別の事情が生じたため当該給与所得者から給与以外の所得に係る所得割額の全部又は一部を普通徴収の方法により徴収することとされた旨の申出があった場合でその事情がやむを得ないと認められるときは、市長は、当該特別徴収の方法により徴収すべき給与所得以外の所得に係る所得割額でまだ特別徴収により徴収していない額の全部又は一部を普通徴収の方法により徴収するものとする。

4 省略

5 納税義務者である給与所得者に対し給与の支払をする者に当該年度の初日の翌日から翌年の4月30日までの間において異動を生じた場合において、当該給与所得者が当該給与所得者に対して新たに給与の支払をする者となった者（所得税法第183条の規定により給与の支払をする際所得税を徴収して納付する義務がある者に限る。以下この項において同じ。）を通じて、当該異動により従前の給与の支払をする者から給与の支払を受けなくなった日の属する月の翌月の10日（その支払を受けなくなった日が翌年の4月中である場合には、同月30日）までに、第1項の規定により特別徴収の方法により徴収されるべき前年中の給与所得に係る所得割額及び均等割額の合算額（既に特別徴収の方法により徴収された金額があるときは、当該金額を控除した金額）を特別徴収の方法により徴収されたい旨の申出をしたときは、当該合算額を特別徴収の方法により徴収するものとする。ただし、当該申出が翌年の4月中にあった場合において、特別徴収の方法により徴収することと市長が認めるときは、この限りでない。

6 特別徴収の方法により個人の市民税を徴収される納税義務者が当該年度の初日の属する年の6月1日から12月31日までの間において給与の支払を受けないこととなり、かつ、その事由が発生

る所得割額を特別徴収の方法によって徴収することとなった後において、当該給与所得者について給与所得以外の所得に係る所得割額の全部又は一部を特別徴収の方法によって徴収することが適当でないと認められる特別の事情が生じたため当該給与所得者から給与以外の所得に係る所得割額の全部又は一部を普通徴収の方法により徴収することとされた旨の申出があった場合でその事情がやむを得ないと認められるときは、市長は、当該特別徴収の方法によって徴収すべき給与所得以外の所得に係る所得割額でまだ特別徴収により徴収していない額の全部又は一部を普通徴収の方法により徴収するものとする。

4 省略

5 納税義務者である給与所得者に対し給与の支払をする者に当該年度の初日の翌日から翌年の4月30日までの間において異動を生じた場合において、当該給与所得者が当該給与所得者に対して新たに給与の支払をする者となった者（所得税法第183条の規定により給与の支払をする際所得税を徴収して納付する義務がある者に限る。以下この項において同じ。）を通じて、当該異動により従前の給与の支払をする者から給与の支払を受けなくなった日の属する月の翌月の10日（その支払を受けなくなった日が翌年の4月中である場合には、同月30日）までに、第1項の規定により特別徴収の方法によって徴収されるべき前年中の給与所得に係る所得割額及び均等割額の合算額（既に特別徴収の方法によって徴収された金額があるときは、当該金額を控除した金額）を特別徴収の方法によって徴収されたい旨の申出をしたときは、当該合算額を特別徴収の方法によって徴収するものとする。ただし、当該申出が翌年の4月中にあった場合において、特別徴収の方法によって徴収することと市長が認めるときは、この限りでない。

6 特別徴収の方法によって個人の市民税を徴収される納税義務者が当該年度の初日の属する年の6月1日から12月31日までの間において給与の支払を受けないこととなり、かつ、その事由が発

した日の属する月の翌月以降の月割額を特別徴収の方法により徴収されたい旨の当該納税義務者からの申出があった場合及び当該納税義務者が翌年の1月1日から4月30日までの間において給与の支払を受けないこととなった場合には、その者に対してその年の5月31日までの間に支払われるべき給与又は退職手当等で当該月割額の全額に相当する金額を超えるものがあるときに限り、当該月割額の全額（同日までに当該給与又は退職手当等の全部又は一部の支払がされないこととなったときにおいては、同日までに支払われた当該給与又は退職手当等の額から徴収することができ）を特別徴収の方法により徴収する。	生した日の属する月の翌月以降の月割額を特別徴収の方法によって徴収されたい旨の当該納税義務者からの申出があった場合及び当該納税義務者が翌年の1月1日から4月30日までの間において給与の支払を受けないこととなった場合には、その者に対してその年の5月31日までの間に支払われるべき給与又は退職手当等で当該月割額の全額に相当する金額を超えるものがあるときに限り、当該月割額の全額（同日までに当該給与又は退職手当等の全部又は一部の支払がされないこととなったときにおいては、同日までに支払われた当該給与又は退職手当等の額から徴収することができ）を特別徴収の方法によって徴収する。
（給与所得に係る特別徴収税額の納入の義務等） 第40条 前条の特別徴収義務者は、月割額を徴収した月の翌月10日までに、その徴収した月割額を施行規則第5号の15様式もしくは第5号の15の2様式又は施行規則第2条の6の規定により総務大臣が定めた様式による納入書により納入しなければならない。 （給与所得に係る特別徴収税額の普通徴収税額への繰入れ） 第45条 個人の市民税の納税者が給与の支払を受けないことと等により給与所得に係る特別徴収税額を特別徴収の方法により徴収されないこととなった場合には、特別徴収の方法により徴収されないこととなった金額に相当する税額は、特別徴収の方法により徴収されないこととなった日以後において到来する第34条第1項の納期がある場合にはそれぞれの日以後に到る同項の納期がない場合には直ちに、普通徴収の方法により徴収するものとする。 2 法第321条の6第1項の通知により変更された給与所得に係る特別徴収税額に係る個人の市民税の納税者について、既に特別徴収義務者から市に納入された給与所得に係る特別徴収税額が当該納税者から徴収すべき給与所得に係る特別徴収税額を超える場合（徴収すべき給与所得に係る特別徴収税額がない場合を含む。）に	注 令和5年条例第20号により、令和5年4月1日より施行 （給与所得に係る特別徴収税額の納入の義務等） 第40条 前条の特別徴収義務者は、月割額を徴収した月の翌月10日までに、その徴収した月割額を施行規則第5号の15様式又は第5号の15の2様式もしくは施行規則第2条の6の規定により総務大臣が定めた様式による納入書により納入しなければならない。 （給与所得に係る特別徴収税額の普通徴収税額への繰入れ） 第45条 個人の市民税の納税者が給与の支払を受けないことと等により給与所得に係る特別徴収税額を特別徴収の方法によって徴収されないこととなった場合には、特別徴収の方法によって徴収されないこととなった金額に相当する税額は、特別徴収の方法によって徴収されないこととなった日以後において到来する第34条第1項の納期がある場合にはそれぞれの日以後に到る同項の納期がない場合には直ちに、普通徴収の方法によって徴収するものとする。 2 法第321条の6第1項の通知によって変更された給与所得に係る特別徴収税額に係る個人の市民税の納税者について、既に特別徴収義務者から市に納入された給与所得に係る特別徴収税額が当該納税者から徴収すべき給与所得に係る特別徴収税額を超える場合（徴収すべき給与所得に係る特別徴収税額がない場合を含む。）に
	用語の整備 同上 用語及び森林環境税導入に関する規定の整備

において当該納税者の未納に係る徴収金があるときは、当該過納又は誤納に係る税額は、法第17条の2の2第1項第2号に規定する市町村徴収金関係過誤納金とみなして、同条第3項、第6項及び第7項の規定を適用することができるものとす、当該市町村徴収金関係過誤納金により当該納税者の未納に係る徴収金を納付し、又は納入することを委託したものとみなす。

(公的年金等に係る所得に係る個人の市民税の特別徴収)

第46条 個人の市民税の納税義務者が当該年度の初日の属する年の前年中において公的年金等の支払を受けた者であり、かつ、同日において老齢等年金給付（法第321条の7の2第1項の老齢等年金給付をいう。以下この節において同じ。）の支払を受けている年齢65歳以上の者（特別徴収の方法により徴収することが著しく困難であると認められるものとして次に掲げるものを除く。以下この節において「特別徴収対象年金所得者」という。）である場合には、当該納税義務者の前年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額及び均等割額（これと併せて賦課徴収を行う森林環境税額を含む。以下この条及び第49条において同じ。）の合算額（当該納税義務者に係る均等割額を第38条第1項の規定により特別徴収の方法により徴収する場合には、公的年金等に係る所得に係る所得割額。以下この条及び第49条において同じ。）の2分の1に相当する額（以下この節において「年金所得に係る特別徴収税額」という。）を当該年度の初日の属する年の10月1日から翌年の3月31日までの間に支払われる老齢等年金給付から当該老齢等年金給付の支払の際に特別徴収の方法により徴収する。

(1) 省略

(2) 特別徴収の方法により徴収することとした場合には当該年度において当該老齢等年金給付の支払を受けないこととなると認められる者

- 2 前項の特別徴収対象年金所得者に対して課する個人の市民税のうち当該特別徴収対象年金所得者の前年中の公的年金等に係る所

において当該納税者の未納に係る徴収金があるときは、当該過納又は誤納に係る税額は、法第17条の2の規定によって当該納税者の未納に係る徴収金に充当する。

(公的年金等に係る所得に係る個人の市民税の特別徴収)

第46条 個人の市民税の納税義務者が当該年度の初日の属する年の前年中において公的年金等の支払を受けた者であり、かつ、同日において老齢等年金給付（法第321条の7の2第1項の老齢等年金給付をいう。以下この節において同じ。）の支払を受けている年齢65歳以上の者（特別徴収の方法によって徴収することが著しく困難であると認められるものとして次に掲げるものを除く。以下この節において「特別徴収対象年金所得者」という。）である場合には、当該納税義務者の前年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額及び均等割額（当該納税義務者に係る均等割額を第38条第1項の規定により特別徴収の方法によって徴収する場合には、公的年金等に係る所得に係る所得割額。以下この条及び第49条において同じ。）の2分の1に相当する額（以下この節において「年金所得に係る特別徴収税額」という。）を当該年度の初日の属する年の10月1日から翌年の3月31日までの間に支払われる老齢等年金給付から当該老齢等年金給付の支払の際に特別徴収の方法によって徴収する。

(1) 省略

(2) 特別徴収の方法によって徴収することとした場合には当該年度において当該老齢等年金給付の支払を受けないこととなると認められる者

- 2 前項の特別徴収対象年金所得者に対して課する個人の市民税のうち当該特別徴収対象年金所得者の前年中の公的年金等に係る所

用語及び森林環境税導入に関する規定の整備

得に係る所得割額及び均等割額の合算額から年金所得に係る特別徴収税額を控除した額を第34条第1項の納期のうち当該年度の初日からその日の属する年の9月30日までの間に到来するものにおいて普通徴収の方法により徴収する。

(年金所得に係る特別徴収税額等の普通徴収税額への繰入れ)
第50条 法第321条の7の7第1項又は第3項（これらの規定を法第321条の7の8第3項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定により特別徴収の方法により徴収されなかった金額に相当する税額は、その特別徴収の方法により徴収されないこととなった日以後において到来する第34条第1項の納期がある場合にはそのそれぞれの納期において、その日以後に到来する同項の納期がない場合には直ちに、普通徴収の方法により徴収するものとする。

2 法第321条の7の7第3項（法第321条の7の8第3項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定により年金所得に係る特別徴収税額又は年金所得に係る仮特別徴収税額を特別徴収の方法により徴収されないこととなった特別徴収対象年金所得者について、既に特別徴収義務者から市に納入された年金所得に係る特別徴収税額又は年金所得に係る仮特別徴収税額が当該特別徴収対象年金所得者から徴収すべき年金所得に係る特別徴収税額又は年金所得に係る仮特別徴収税額を超える場合（徴収すべき年金所得に係る特別徴収税額又は年金所得に係る仮特別徴収税額がない場合を含む。）において当該特別徴収対象年金所得者の未納に係る徴収金があるときは、当該過納又は誤納に係る税額は、法第17条の2の2第1項第2号に規定する市町村徴収金関係過誤納金とみなして、同条第3項、第6項及び第7項の規定を適用することができるものとし、当該市町村徴収金関係過誤納金により当該特別徴収対象年金所得者の未納に係る徴収金を納付し、又は納入することを委託したものとみなす。

(種別割の税率)

得に係る所得割額及び均等割額の合算額から年金所得に係る特別徴収税額を控除した額を第34条第1項の納期のうち当該年度の初日からその日の属する年の9月30日までの間に到来するものにおいて普通徴収の方法によって徴収する。

(年金所得に係る特別徴収税額等の普通徴収税額への繰入れ)
第50条 法第321条の7の7第1項又は第3項（これらの規定を法第321条の7の8第3項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定により特別徴収の方法によって徴収されないこととなった金額に相当する税額は、その特別徴収の方法によって徴収されないこととなった日以後において到来する第34条第1項の納期がある場合にはそのそれぞれの納期において、その日以後に到来する同項の納期がない場合には直ちに、普通徴収の方法によって徴収するものとする。

2 法第321条の7の7第3項（法第321条の7の8第3項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定により年金所得に係る特別徴収税額又は年金所得に係る仮特別徴収税額を特別徴収の方法によって徴収されないこととなった特別徴収対象年金所得者について、既に特別徴収義務者から市に納入された年金所得に係る特別徴収税額又は年金所得に係る仮特別徴収税額が当該特別徴収対象年金所得者から徴収すべき年金所得に係る特別徴収税額又は年金所得に係る仮特別徴収税額を超える場合（徴収すべき年金所得に係る特別徴収税額又は年金所得に係る仮特別徴収税額がない場合を含む。）において当該特別徴収対象年金所得者の未納に係る徴収金があるときは、当該過納又は誤納に係る税額は、法第17条の2の規定によって当該特別徴収対象年金所得者の未納に係る徴収金に充当する。

(種別割の税率)

用語の整備

同上

用語及び森林環境税導入に関する規定の整備

第101条 省略 (1) 原動機付自転車 ア } 省略 イ } ウ } エ 三輪以上のもの（車室を備えず、かつ、輪距（2以上の輪距を有するものにあつては、その輪距のうち最大のもの）が0.5メートル以下であるもの及び側面が構造上開放されている車室を備え、かつ、輪距が0.5メートル以下の三輪のものを除く。）で、総排気量が0.02リットルを超えるもの又は定格出力が0.25キロワットを超えるもの 年額 3,700円 (2) 省略 (3) 省略	第101条 省略 (1) 原動機付自転車 ア } 省略 イ } ウ } エ 三輪以上のもの（車室を備えず、かつ、輪距（2以上の輪距を有するものにあつては、その輪距のうち最大のもの）が0.5メートル以下であるもの及び側面が構造上開放されている車室を備え、かつ、輪距が0.5メートル以下の三輪のものを除く。）で、総排気量が0.02リットルを超えるもの又は定格出力が0.25キロワットを超えるもの 年額 3,700円 (2) 省略 (3) 省略
付 則 （軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例） 第16条の2 } 省略 2 } 3 } 4 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の環境性能割の額は、同項の不足額に、これに100分の35の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。 （軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例） 第17条の2 省略 2 省略 3 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の種別割の額は、同項の不足額に、これに100分の35の割合を乗	注 令和5年条例第20号により、令和5年4月1日より施行 付 則 （軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例） 第16条の2 } 省略 2 } 3 } 4 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の環境性能割の額は、同項の不足額に、これに100分の10の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。 （軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例） 第17条の2 省略 2 省略 3 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の種別割の額は、同項の不足額に、これに100分の10の割合を乗

特定小型原動機
付自転車に係る
車両区分創設に
伴う整備

納税不足額を徴
収する際に加算
する割合の変更

同上

じて計算した金額を加算した金額とする。 (法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合) 第18条の2 2 } 省略 14	じて計算した金額を加算した金額とする。 (法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合) 第18条の2 2 } 省略 14
15 法附則第15条の9の3第1項に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の1とする。	固定資産税の課税標準の特例に係る条例で定める割合の規定の新設
(新築住宅等に対する固定資産税の減額の適用を受けようとする者がすべき申告) 第19条 2 } 省略 10	(新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告) 第19条 2 } 省略 10
11 法附則第15条の9の3第1項に規定する特定マンションに係る区分所有に係る家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該特定マンションに係る同項に規定する工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第16項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。 (1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号 (個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称) (2) 家屋の所在、家屋番号、種類及び床面積 (3) 家屋の建築年月日及び登記年月日 (4) 当該工事が完了した年月日 (5) 当該工事が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出	法改正に伴う規定の追加

する場合には、3月以内に提出することができなかった理由

12 省略
13 省略

11 省略
12 省略

項の繰下げ
同上

付 則
(施行期日)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第101条第1号エの改正規定及び付則第4条第1項の規定
(この条例による改正後の小金井市市税条例（以下「新条例」という。）付則第17条の2第3項に係る部分を除く。） 令和5年7月1日
- (2) 第26条第2項並びに第33条の見出し及び同条第1項の改正規定、同条に1項を加える改正規定並びに第35条、第38条、第45条、第46条及び第50条の改正規定並びに付則第16条の2の改正規定及び付則第17条の2第3項の改正規定並びに次条第1項並びに付則第4条第1項（新条例付則第17条の2第3項に係る部分に限る。）及び第2項の規定 令和6年1月1日
- (3) 第30条の2の改正規定及び次条第2項の規定 令和7年1月1日

(市民税に関する経過措置)

第2条 前条第2号に掲げる規定による改正後の小金井市市税条例の規定中個人の市民税に関する部分は、令和6年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和5年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

- 2 新条例第30条の2第2項の規定は、令和7年1月1日以後に支払を受けるべき小金井市市税条例第30条の2第1項に規定する給与（以下この項において「給与」という。）について提出する同条第1項の規定による申告書について適用し、同日前に支払を受けるとき給与について提出した同項の規定による申告書については、

なお従前の例による。

(固定資産税に関する経過措置)

第3条 新条例の規定中固定資産税に関する部分は、令和5年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和4年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

(軽自動車税に関する経過措置)

第4条 新条例第101条第1号エ及び付則第17条の2第3項の規定は、令和6年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和5年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

2 新条例付則第16条の2第4項の規定は、付則第1条第2号に掲げる規定の施行の日以後に取得された三輪以上の軽自動車に対して課すべき軽自動車税の環境性能割について適用し、同日前に取得された三輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。